公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

日整広報

Feel!Go!

VOL. 246

2018 / 08 夏号

公益社団法人日本柔道整復師会

www.shadan-nissei.or.jp

表紙タイトル『Feel!Go!』について

「Feel」と「Go」という２つの単純明瞭な英語単語自体の意味については改めて記すまでもありませんが、中学生でも分かる「感じる」と「行く」という意味です。そして、それぞれに『！』という感嘆符をつけて言い放つスタイルを採ることで、全ての柔道整復師が共に連携してほしいという願いを込めました。

この「Feel／感じる」という単語自体は、主に感覚的な意味を持ちますが、ただ「聞こえる・hear」や「見える／see・sight」といった受動的で漠然とした「どこからともなく聞こえてしまう」や「目を開けていたら自然と目に入ってくる」という意味合いの「見える」ではなく、むしろ自らが進んで積極的に注意深く「聴く／listen」や、「注目する／watch」といった能動的な意志と方向性をもった感覚として捉えています。

また、「行う」についても、目指す目的やポイントも定めずに、何となく行う「do」ではなく、あえて明確な方向性を示した「Go」を選びました。

それは、この激動変化の時代の流れの中で、我われ柔道整復師がどうあるべきかを示す指針であるべき「広報誌」の根本を見つめ直す作業が今こそ必要だと考えたからです。身の回りで起こるさまざまな変化に対しても、ただ漠然と「感じる」のではなく、その先に何が起こり、何をすべきかを考えられるようにするために「感じ取る」ことを目指さねばならないとの思いを込めています。そして、まずはタイトル、装丁、コンテンツを変えていこうということになりました。

また、そこには柔道整復師としての「手技」と同様に、整復や固定の技術をただ押し付けるのではなく、環境と状況を感じ取り、的確に適応させるためにさまざまな思考を巡らせる必要があるという方向性とも重ねています。

更には、いくら考えたとしても実行が伴わない思考では、決定にも、実行にも至らずに、その結論としては“何も起らない”ことになってしまいます。さまざまな事柄に対し、自らは何もせず、目の前を通り過ぎるのを待つ時代は過去のものです。自ら一歩前に歩み出て、そこで全身で感じ取り、あれやこれやと考えて、最善の方法を模索し決定する。その目的に向かって、やるべきことを躊躇することなく確実に実行するという姿勢は、正に現在の日整執行部が進めようとしている「改革の指針と姿勢」そのものです。それを今回タイトルに織り込んでみたというわけです。

更に、文字デザインには、「Feel」には滑らかな鳥（隼）の羽の如き柔整手技の滑らかさを重ね、鳥の翼の羽先と指先を重ねたデザインにして、日本全体を束ねる日整のオールジャパンの「J」の形で表現してみました。

また、「Go」部分では、スピード感と永き伝統を現した長く伸びた腕の先には「実行」を意味する「起動スイッチを押す指」が繋っています。

この停滞した時代を打ち破るため、日整は情報を発信し、広報から業界を変えていこうと思います。さあ、新しい時代に向かい、皆でそろって一歩前へ進みましょう！

目次

2018 夏号

巻頭言
2 一番大事なもの
会長　工藤　鉄男

通常総会報告
4 改革断行し業界維新

12 保険者の患者等への不適切な照会適正化

13 画期的な料金改定

14 第14回柔道整復療養費検討専門委員会

公益レポート
15 全国初の村営整骨院が誕生

未来展望
16 第２話　一人でも多くの人を救うために
～救護活動の意義と経緯～

特別連載
18 柔道整復師のための楽しい統計学

20 理事会だより

24 会務執行状況

27 平成30年度日整主催学術大会一覧・平成30・31年度周年記念式典開催日

28 第43回中国学術大会　島根大会

29 第40回北信越学術大会　福井大会

30 日整トピック　会員周知を

投稿
31 東京オリパラに向けてトレーナー活動

本の紹介
32 もっとおもしろくても理科

33 日整HP「インフォメーション」からご覧いただけます

34 日整文芸

35 四季の風

赤富士

赤富士は夏の朝方に朝日よって富士山の地肌が暗褐色に染まって見える状態のことで、それを見た人は災厄から免れたり、商売繁盛など願いが叶うといわれています。

北富士演習場にて撮影

●WebPage　日整ホームページ http://www.shadan-nissei.or.jp/
トップページの最新情報、健康情報誌「日整広報Feel!Go!」VOL.246または「日整広報誌バックナンバー」から入り当ナンバー広報誌をクリックしてご覧ください。QRコードもご利用ください。

一番大事なもの

公益社団法人日本柔道整復師会
会長 ◆ 工藤　鉄男

皆さん、こんにちは。会長の工藤鉄男です。日頃より公益社団法人日本柔道整復師会の会務に対し深いご理解とご協力を頂戴し厚くお礼申し上げます。

さて、今世紀に入って以降、世の中は驚く程の速度で変化を続けています。これまで100年かかっていた変化が僅か２～３年といった速度で目紛しく移り変わっていきます。コンピュータ等の先端分野では、ITやAI、IoTといった略字が行き交っていたかと思ったら、今は専門家等でもない一般の主婦ですら「電子マネー」を使うことが当たり前の時代になっています。代表的なものは、鉄道の切符を買う代わりとなる「Suica」や「PASMO」、コンビニチェーンの「nanaco」や「Ponta」、商業施設系の「WAON」等のカード型のものだけでなく、携帯電話を読取り機にかざすだけの「お財布携帯」等といったソフト、アプリケーションの類では、カードすら使わずに済みます。

更に先端を行く人たちの間では投資目的の「仮想通貨」まで出現し、国連加盟国の数よりも多い200以上の仮想通貨が現在流通を始めています。国家が自国経済の中心となる貨幣をほとんど管理しきれなくなってしまったわけです。

昔は現金を持ち歩かなければ何も買い物はできませんでしたが、さまざまな民間会社が発行する「電子マネー」では、独自にポイントの発行と使用が許され、まるで現金と同様に使われています。国家が自国の経済を運用するために各国ごとの独自通貨の発行権限を持って管理していた時代は既に終わりを告げたと言えるのかもしれません。

ところが、時代が変わり、仕組みが変わっても、悪いことをしてでも欲しいものを手に入れようとする輩は後を絶ちません。

数ヶ月前、約580億円に相当する巨額の仮想通貨が盗まれるという事件が起きました。しかも、覆面をして手に刃物を持って銀行強盗に入るというスタイルの強盗ではなく、ネット上で一瞬にして「仮想通貨」なるものが跡形もなく盗み出されて消えてしまうという新しい時代の強盗です。

物物交換の時代から、簡単に大量に持ち歩ける物として「貨幣」が発達し、国家がその価値を確約する代わりに、印刷・鋳造する権利を独占し、その量とその流通を管理することで「経済」を動かしてきた「貨幣経済」と違い、電子マネーは、現在さまざまな支払いや決済にまで使われるようになりましたが、ITの発達によって生み出されたため物質としての実態がなく、「価値」だけが「データ」に置き換えられたものです。

更には、インターネット上でやりとりされる相場の管理に限らず、ペットボトル１本からの売買、街中に設置された監視カメラの映像、病院に通う患者の個人情報、国家戦略上の軍事機密に至るまで、あらゆる情報データが今や**“ビッグデータ”**として取り扱いの対象とされ、便利さとセキュリティやプライバシーの保護とのバランスさえ、その優先順位が逆転気味です。

グローバル化といった経済の世界共通化による利便性追求には確かに良い面もありますが、何を生活の中心軸とするのかが異なる文化や歴史に支えられた地域性には合わないという不都合だけでなく、「仮想」空間では、国家が管理機能を維持することもできません。何もかもを簡素化することによる弊害として、こうした電子マネー問題などが表面化し始めたのかもしれません。

かといって、そうした時代の流れや将来への可能性の全てを否定すべきだとは思いません。人が生き、生活する以上、その時代的な要望というの

は、常にどこからともなく発生し、あちらこちらに広まって、それぞれの場所で自在に変化を遂げます。それらをいくら抑制しても、また別の新しい流れは必ず起こるのです。それと同様に、何度でもさまざまな抵抗が生まれ問題が露見し、文化も歴史も伝統でさえも最終的にさまざまなものを呑み込んで変化を遂げていきます。

我々、柔道整復師の業界も日本という国の長い歴史の中で、二度までも職業として抹消されながら、二度とも“国民の利便性”を理由に復活を遂げています。その間、さまざまな紆余曲折があり、中でも大きな変化は、昭和63年に個人が許され、10年後には養成校の新設が解禁されました。介護保険や事業仕分け等、降り注ぐ火の粉は絶えません。そして、平成となって早くも30年の歳月が過ぎました。数えきれない苦難の末に、業界が４年間で約300億円もの下落を記録している今、柔整業界にも大きな転機が訪れています。そして、それらを打開するための新たな法制化への準備も進めています。

来年は、大正９年に内務省令「按摩術営業取締規則」が改正されて柔道整復が正式に公認されてから「百周年」を迎え、３月には日整主催で記念式典を行います。その２ヶ月後には天皇が退位され、５月から新元号となることが決まっています。柔整業界はこの平成の約30年間に負の変化をたくさん受け入れてきましたが、平成時代の総仕上げとして、日整は自らの身を削ってまでも改革を進め、**制度改革**と**教育改革**の礎を築き、来年のリスタートに間に合わせたのです。

残すのは、データ化の嵐の中を突き進む「電子請求」や「ネット広告」の分野です。

さて、我が業界においても、時代の移り変わりの早さは徐々に加速し、その目紛しさ故に清濁の判断が付きにくくなってしまった人も少なくないように感じています。

そして、我々柔道整復師は、いくら目を覆い耳を塞がれようとも、己の身体の中に、表面には現れなくとも常に一貫して「患者の痛みをとる」この仕事の根底に影響を及ぼし続けている「**利他**」の精神が、まるで「通奏低音」のように流れ続けています。

柔整業界の「制度の見直し」は、ようやく改革の種を制度の中に植え込みました。芽を出し、花を咲かせ、実を付けるにはまだ少々時間がかかりますが、この角を曲がり次の時代の直線に入れば、その先には明るい光が見えてくるはずです。そのためにも、いま、一人でも多くの柔道整復師が力を合わせなければなりません。

最後に、知人から聞いた話をお伝えしたいと思います。

ある大学の教授が、講義中に大きな壷を取り出し、ゴツゴツした岩を壷がいっぱいになるまで詰めてから学生に「この壷は満杯になったかな？」と質問をしたそうです。学生が「はい」と答えると、教授はニコリと笑い、教壇の下から砂利の入ったバケツを取り出し、岩の隙間に詰めていきました。そしてもう一度「この壷は満杯かな？」と質問し、学生は黙り込む。すると、教授は更に教壇の下から砂の入ったバケツを取り出し、砂利の隙間を砂で埋めていったそうです。教授は「これで満杯になったかな？」学生は声を揃えて「いいえ」と答え、教授は続いて水の入ったバケツを取り出し、壷口一杯まで水を注ぎ込んだそうです。そして教授は「私は何を言いたいのかな？」と最後の質問をする。学生が「一見不可能に見えても、努力をすれば解決の道が必ずあるいうことだと思います」と答える。教授は「重要なことはそこではないんだ。最も重要な真実は、一番最初に大きな岩を入れない限り、その岩が入る余地はもう訪れないということなんだ。時と場合によって、この“岩”はさまざまなものに変わるだろう。そして、この“岩”は君たちにとって一番大事なものだ。いいかい、それを最初に壷の中に入れなさい」と教えたという。我々にとっての“岩”は既に壷の中に詰めることができました。さぁ、あとは、砂利や砂、水を業界の皆で一緒に詰めようではないか。

透かし文字に込めた想い

今回の透かし文字には、「珠玉」の二文字を選びました。「珠」は、海の真珠のこと。そして「玉」は、宝石のことです。今回はこれらを“高価さ”ではなく“美しさ”として捉えました。どちらも掌に乗るほど小さなものです。そして、我々、日整も医療全体からみれば小さな小石程度のものですが、「志を持ち、己に嘘無く、一番大事なものを、決して挫ける事なく守る覚悟で改革し続けることを美徳と考え、自らを鼓舞してみたということです。

改革断行し業界維新

検討専門委員会で議論尽くす

平成30年６月24日（日）、午後１時から日本柔整会館で公益社団法人日本柔道整復師会（以下、日整）の通常総会を開催した。審議事項は「平成29年度決算案の承認ならびに平成30年度会費免除者案の承認」についてであった。これらを議場に諮ったところ全会一致で原案どおり承認可決した。

各部報告では、検討専門委員会の中で日整の要望が多く取り入れられた制度改革がこの４月から断行されたことについて、各部長から共通する内容の報告があった。その中で、新たに施術管理者となるための要件の確立や柔道整復学校養成施設（以下、養成校）の教育内容の充実を目的とする改正などは、未来の業界像を描いた平成の大改革として歴史に残るものである。

更に、６月１日から実施された料金改定では「骨折・不全骨折・脱臼」の後療に、新たに柔道整復運動後療料の項目で加算ができ、金属副子の交換は２回まで認められる。これも日整が事前に関係各方面に対し、粘り強い交渉を続けた結果得られたものであり、柔道整復療養費（以下、療養費）の適正化が叫ばれる中、料金の新項目を実現できたことは、画期的なものであったと報告した。

日整が制度改革と教育改革に並行して本腰を入れてきた保険者による患者等への不適切な調査に対する問題も、厚労省が相談窓口を設置し適正化に乗り出した。各都道府県社団の保険部は、会員からの情報により不適切と思われる保険者の照会事例を把握した場合、内容を精査した上、日整保険部に報告していただき、日整保険部は、更に取りまとめて厚労省へ報告する。という旨の説明があった。

（関連記事を８および12ページに掲載）

101名の物故会員に黙祷

三橋裕之総務部長の司会により進行。まず、萩原正和副会長が開会を宣し、総会の進行予定を説明した。来賓として臨席いただいた顧問弁護士の志田康雄先生、顧問公認会計士の出塚清治先生、顧問税理士の徳重寛之先生を紹介した。はじめに平成29年度に亡くなられた101名の物故会員に黙祷を捧げた。

挨拶に立った工藤会長は「この業界の発展に尽くされ、更にその行く末を案じながら黄泉の国へ旅立たれた多くの先生方に感謝と敬意を込めて、謹んでご冥福をお祈りいたします」と深い哀悼の意を表した。

（要旨を５ページに掲載）

引き続き、日整の最高栄誉賞である帰一賞の授与式が行われ、今回、帰一功労賞３名、帰一学術賞２名、帰一精錬賞13名の計18名の会員に、工藤会長から記念の盾が贈られた。

（詳細を11ページに掲載）

工藤会長 総会挨拶の要旨

歴史と伝統を守り新たなスタート

先達の先生方へ敬意と感謝

今、物故者の方々に対しまして黙祷を捧げました。この業界の発展に尽くされ、更にその行く末を案じながら黄泉の国へ旅立たれた多くの先生方に感謝と敬意を込めて、謹んでご冥福をお祈りいたします。ここにお集まりの都道府県の指導的立場にある会長をはじめ代議員の先生方には、日整の方針に沿って適正な会務運営と会員指導にご苦労をされており、ここに改めて衷心よりお礼を申し上げます。

さて、平成になってから憂慮すべき状況が続いています。日整に入会しなくても受領委任の取り扱いができる個人契約が昭和63年に認められました。更に、平成10年には指定規則さえ満たせば養成校の新規設置を認めることとなり、平成12年ごろからその乱立が始まりました。その後、臨床整形外科医の方々との問題や調査会社の出現もあり、経営環境に影響を及ぼしていることはご承知のとおりです。先輩役員の方々は、それを何とか乗り切ろうと一生懸命に努力してきましたが、現実はなかなかうまくいきませんでした。

日整執行部は、これらの諸問題を解決するために一丸となって制度改革と教育改革を断行しました。天皇陛下が自ら退位を決められて、来年度から新しい元号になります。新しい時代に向かって日整と業界の未来を見据え、しっかりと足元を固めたのではないかと思っています。

これまでの『帰一功労賞』と『帰一学術賞』に加え、昨年度に『帰一精錬賞』を制定しました。歴史的経緯を鑑みれば「柔道」があったればこそ、大正９年に柔道整復術が復活しました。嘉納治五郎先生の「精力善用」「自他共栄」を根本精神とした柔道の教育的価値を精錬賞の中に感じ取り、利他の心を常としたいと思います。

そして、柔道整復師の職業が国民に更に喜びを与えることができるよう、日整が総力を挙げて努めていくことが先達の先生方に対する感謝の気持ちを行動で示すことになると思っています。私どもが、そういう思いでしっかりと努力することで、その精神を後輩の先生たちに植え付けていくことができるのではないかと思っています。きょうは各部からの報告があります。制度改革まで手綱を緩めることなく日夜取り組んできた非常に重要なことです。

巻頭言の必読を

また、私が挨拶の中で言い足りないことは、実を言うと、８月発行の日整広報Feel!Go!(246号）の巻頭言の中に、「一番大事なもの」ということで書いてあります。内容は何かというと、自分に最も必要なものを壺の中に入れるときに、砂を入れたり、水を入れたり、いろいろなものを入れて一杯にするのですが、自分の大事なものを最初に入れないと、大事なものが後では入らないということを書いてあります。ぜひ読んでいただければありがたいと思っています。きょうは忌憚のない意見を発言してもらい、執行部に叱咤激励をいただけますようお願い申し上げます。

≪議題≫
（１）平成29年度決算案の承認について
（２）平成30年度会費免除者案の承認について
≪報告≫
（１）平成29年度事業報告
（２）平成29年度監査報告

議　長　及川　磨 会員
副議長　平良光政 会員

総会の議長および副議長は、定款第16条に基づき出席した代議員の中から選任することになっている。司会者が選任について議場に諮ったところ、司会者一任と決定し、指名により議長に及川磨会員（岩手県会長）、副議長には平良光政会員（沖縄県会長）が就いた。以後、及川議長と平良副議長が登壇し議事規程に従い進行を務めた。

議長の指示により岡田安正事務局長が定足数を確認し、「代議員総数104名。総会成立に必要な出席者数は、定款第17条に基づき代議員総数の過半数の53名以上となります。本日の出席代議員は103名、議決権行使書によるものは１名、計104名となり、本日の通常総会は成立します」と報告した。

次に、岐阜県の杉江拓郎会員ほか10名の会員の傍聴願いを「議事規程第７条」に基づき許可した。議事録署名人には、高田保会員（長野県会長）、小川八十一会員（高知県会長）が指名され議事に入った。

第１号議案
平成29年度のプラス決算を承認

及川議長は、報告の「（１）平成29年度事業報告」ならびに「（２）平成29年度監査報告」は、審議対象外であるが、関連事項のため一括して説明を受けたい旨を述べた。まず三橋総務部長は平成29年度事業報告の大要を説明した。続いて石原誠財務部長は、第１号議案の「平成29年度決算案の承認について」の概要を説明した。

この中で石原財務部長は、平成29年度決算の総括として、収入が、前年度比約1,450万円減少したが、損益ベースにおける資産はプラス約4,500万円、収支ベースにおける事業活動収支差額はプラス約5,700万円の結果となり、公益移行後、初めて両ベースでのプラス決算となったことを報告。これは、部の再編による各種会議や人員調整を行った点、事業活動を見直した点などが、プラス決算の主な要因となった、と説明した。

監査報告について寺本欽弥・嶋谷清両監事は、平成30年６月４日に「平成29年４月１日から平成30年３月31日までの事業年度の理事の職務の執行」を監査したことを報告し、全て適正であったことを認めた。この後、第１号議案は賛成多数により原案どおり承認可決した。

内閣府への「事業報告等に係る提出書」を一任

及川議長は、三橋総務部長から提案された「内閣府へ『事業報告等に係る提出書』を提出する際、内閣府の指導により変更の必要性が生じた場合、基本的部分についての変更を伴わないときは、理事者にその対応を一任する」ことを議場に諮り決定した。

第２号議案 平成30年度会費免除者を承認

「平成30年度会費免除者」について、三橋総務部長が下記のＡとＢを説明し、賛成多数により理事者の提案どおり承認した。

A．終身免除者
（会費・負担金を40年以上完納し、満85歳以上の者）
68名（内 新規終身免除者27名）
B．所得等に関する免除者（年間収入が160万以下の者）19名

以上で通常総会議事は全て終了し、松岡保副会長が「各都道府県の温度差があり、正確な情報が伝わってない所もありますので、これから始まる各部報告をよく聞いて、分からないところは質問していただき、会員の皆さんに正確な情報を伝えていただきますよう、お願いします」と述べた後、閉会を宣した。

各　部　報　告

政策部

公益認定残るは一つ

豊嶋良一政策部長から、まず、制度改革については、行政、政治、日本医師会等の協力の下、古いもので60年ぶりの大改革を実施し、軌道に乗っていくものと思うとの、前置きがあった。

次に、都道府県柔道整復師会の公益社団法人移行について、まだ公益認定されていない２県のうち、徳島県柔道整復師会は平成30年８月に公益認定となること、山口県柔道整復師会は、近々、公益認定予定であることの報告があった。

最後に、柔道に係る報告として、（１）今年度から、日整柔道大会開催と同日、講道館において、講道館昇段の得点として認められる日整主催の「全国柔道整復師高段者大会」を開催することが決定したこと、およびその内諾を講道館から得られていること（２）柔道整復師養成学校の学生全員に、初段以上を取得させるような規定が今後できればと考え、働き掛けをしていること（３）日整会員の梅津勝子会員（東京都）が、女性では２人目の講道館柔道女子九段となった旨の報告があった。

総務部

制度改革の概要

三橋裕之総務部長は、「日本柔道整復師会が実現した制度改革の概要」と題した資料を基に、次の８項目の説明をした。

1．教育改革として養成校のカリキュラム等を見直し
2．不正対策として公的審査会（柔整審査会）の権限を強化
3．開業者の資質向上策として施術管理者の要件見直し
4．いわゆる「亜急性」の見直し
5．柔道整復療養費料金改定について
6．保険者の患者等への不適切な調査の適正化について「剥がし屋対策」
7．電子請求に係る「モデル事業」の実施
8．不適正な広告の是正

続いて柔道整復術公認100周年ならびに社団法人設立65周年の記念事業について、平成31年３月７日（木）パレスホテル東京において開催予定であり、現在プロジェクトチームを設置して準備を進めている旨の報告があった。

次に、マスメディアとの関係構築について、都道府県柔道整復師会には、NHK放送局など地元マスメディアへ、年始挨拶や柔道大会の後援依頼などをして、柔道整復師会に関するアピールをしていただいた。それは地元マスメディアと地域密着で良好な関係を築くことで広報活動の機会を得られやすい状況をつくっていく狙いがある。今後も継続した関係構築をお願いしたいということ。また、月刊誌NHKラジオ深夜便や産経新聞についても、広報活動の一環として、購読者数を増やしてほしいとの要望があった。

機能訓練指導員協会（仮称）の設立について、介護保険制度における地域包括ケアシステム参入に向けて、各業種の団体へは理解をしていただけるよう説明に出向いているとの報告があった。

財務部

会費の有効活用

石原誠財務部長は、会員各位、非常に厳しい経済環境の中にあり、今後も会員の浄財である会費を事業計画、予算に沿って検討し有効活用をしていきたいと、強い決意を示した。

保険部

森川伸治保険部長は、まず、日整が平成27年から取り組んできた制度改革の実現について、経緯を交えて改革の内容を説明した。次に健康保険の料金改定の内容、最後に保険部のブロック別説明会について説明した。

Ⅰ　平成の大改革

昭和63年に個人契約者の受領委任払いが認められた。また、平成10年には柔道整復師養成施設の新規開設制限が解かれたことにより専門学校が乱立し、未熟な柔道整復師も増える結果となった。更に、後を絶たない不正請求、保険者による患者等への不適切な調査により、日整会員はもとより柔道整復師業界全体がたいへんな状況になり、これらの負のスパイラルからの脱却が必要になった。

そのために平成28年度から30年度にかけて、養成施設の教育および柔整療養費の制度改革を日整主導で実現した。これらは、平成の大改革と言っても良いと思う。

ここでは、前回の総会以降に実現した柔整療養費の制度改革について報告する。

1　柔整療養費の制度改革その１

平成29年９月４日付の厚労省通知の主な改正点は、①柔整審査会の権限強化　②保険者は被保険者へ不支給決定通知をしなければならないことの明確化　③違法な広告による患者の誘引の禁止　④患者紹介を受けて行った施術の療養費支給対象からの除外であり、同年10月１日から施行された。

そのうち「柔整審査会の権限強化」については、東京都国保連合会において、平成30年３月28日に面談調査が行われ、実質的に効果があったと報告を受けている。東京都以外では、まだ実現していないため、全国統一的に柔整審査会の中に専門の委員会を設置して面談調査ができるよう、厚労省と話し合いを進めている。

2　柔整療養費の制度改革その２

平成30年１月16日付の厚労省通知の主な改正点は、①施術管理者となる場合の要件の新設　②平成30年度免許取得後新規開設者への特例措置　③施術所における施術管理者の数の規定である。

3　柔整療養費の制度改革その３

平成30年３月５日付の厚労省通知の主な改正点は、平成30年度は施術管理者研修の開始が遅れることから、施術管理者となる者のための救済措置として研修に関する特例が設けられたことである。

4　柔整療養費の制度改革最終章

平成30年５月24日の厚労省通知の主な改正点は、①施術管理者の実務経験に保険医療機関での従事期間も認められたこと　②保険者の患者等への不適切な調査に対する適正化である。この調査は、まさに今一番問題になっており、各都道府県の保険部の中で精査したものを日整に送ってもらい、それをまとめて厚労省へしっかりと申し立てをしていきたい。

Ⅱ　平成30年度料金改定

健保の平成30年度の料金改定の主な内容は次のとおりである。

1　再検料の単価増

320円から400円に引き上げ。

2　金属副子等加算の単価の統一と算定回数の増

⑴　大型・中型・小型の単価を統一して一律950円。

⑵　初回のほか、更に２回の回数の副子交換に係る算定を新設。

3　柔道整復運動後療料の新設

⑴　骨折・不全骨折・脱臼に係る運動療法の報酬を後療料とは別建てとし、柔道整復運動後療料として新設。１回310円。

⑵　１回20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定。

⑶　負傷の日から15日間を除き、１週間に１回程度、１ヶ月（暦月）に５回を限度として算定。

Ⅲ　平成30年度保険関係ブロック別説明会

今まで11月に開催していた全国保険部長会議を、今年度は取りやめとし、代わりにブロック別に説明会を実施することとした。会議の対象者は、保険部

長だけでなく、都道府県の役員と保険部員等も出席してもらい、広く情報を共有して全会員に伝わるようにしてもらいたいと考えている。

学術教育部

日整主催学術大会を隔年開催

長尾淳彦学術教育部長は、日整主催学術大会について、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリパラが開催されることを考慮し、平成31年度は、北海道、東京、東海、近畿、四国、九州で開催し、平成32年度は、東北、関東、北信越、大阪、中国で11地区の学術大会を、２年に分けて分割開催すると報告があった。

次に、「匠の技」について「骨の接げる柔道整復師の教育をする」ということで、骨折モデルを使って、発生機転や整復固定のメカニズムの解説、または骨折・脱臼を再現して整復固定をすることを行っている。「ほねつぎ」の根幹である、骨折・不全骨折・脱臼の取り扱い件数のアップも狙いである。前回と今回の料金改定で骨折・不全骨折・脱臼の整復固定料の大幅なアップ、運動後療料の新設、金属副子の複数回算定ということで、料金がアップされることが非常に大きなところであると、説明した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の承認を得てない超音波画像診断装置の使用について、格安なものの広告が流布されているが、医療機器の認定を得ていない装置を施術の判断として使用している場合は「違法」となるので、周知ならびに注意喚起をしていただきたいと、要望があった。

東京オリパラ、ラグビーワールドカップの組織委員会への対応は、東京都が中心に行う。ホストタウン（合宿地）については、全国社団の先生方から情報を得て日整で計画をしていく。東京都の会館は既に準備をしており、日本柔道整復師会のトリートメントルームとコンディショニングルームを設置して各国チーム、日整の会員が代表チームに関わったり、パーソナルトレーナーをしている場合は、場の提供として使ってもらう。各国大使館に、代表でそのルームを使いたいという要望があれば案内する。また、大使館の代表が人的応援を必要とする場合は、その技術を提供するようなことを、日整では各大使館を回って案内をするような準備を進めていると説明した。

萩原正和副会長は、養成校の臨床実習指導者講習について、臨床実習は学生の教育機関の一環として行うので、各養成校の指定された施術所で行うことになっている。その指定された施術所になるためには、各養成校から行政に届け出をしなければならない。よって届け出がされた所のみ、学生の受け入れができることになっているので理解を深めていただきたい。

また、受領委任の取扱いに係る施術管理者の研修について、厚労省から委託を受けた柔道整復研修試験財団が行うことになった。現在、６月８日付で、10回までの講習会を締め切った。定員に満たない所は、現在追加募集をファクスやインターネットで受け付けることになっている。修了証書は５年間有効なので５年以内に開業する方には早めに薦めていただきたいと説明した。

この臨床実習指導者講習と、受領委任の取り扱いに係る施術管理者の研修は、ともに２日間で16時間と同じで、混同されていることが多々あるので勘違いをしないように願いたいと説明した。

渉外部

有益情報を全国へ発信

富永敬二渉外部長は、昨年暮れから「日整トピック」を６回発行している。半年が経過した時点で、全国社団の現状での周知方法等についてのアンケート調査を行い、その結果、ほとんどの社団が会員への発信を行っていた。北海道から沖縄までの全国の会員が有益な情報を共有できるよう、迅速に情報発信をしていくので継続して傘下会員の皆さんに周知してもらいたい。ホームページやフェイスブックページにも随時情報を掲載しているので、会員に閲覧するように推奨してほしいと、協力を求めた。

また、ベトナムでの柔道整復技術支援事業について、JIMTEF（国際医療技術財団）の方で、JICA草の根技術協力事業として、ODA（政府開発援助）の申請は、６月の申請がなくなり、11月に入るという連絡を受けている。そこに向けて着々と準備を進めている状況であると、説明した。

原正和担当理事から、養成学校の学生、あるいは開業前の有資格者の方々をターゲットにした、スマホ対応のサイトについて説明があった。現在、このサイトを新たに立ち上げる計画をしており、各社団で公益活動として行っている救護ボランティア活動

で、学生の見学を許可している開催情報を掲載する予定をしている。１ヶ月前ぐらいに開催情報を日整渉外部にいただければ、サイトに掲載し、見学希望の学生と全国社団との橋渡しの役となればと願っている。また、日整ホームページのインフォメーションで開催後の活動報告も掲載している。多くの投稿を期待している。

また、サイトの中に学生に年齢の近い20代、30代前半の会員で、非常に積極的に活動をしており、日整に入って良かったと思っている会員を全国社団から各２名程度、ご紹介いただきたい。アンケートの様式でサイトに掲載していきたい、と要望があった。

事業部

精錬賞、実績に見合った算定を

大藤忠昭事業部長から、全国柔道整復師高段者大会について、日整主催の大会が認められることは、当会と講道館が大変良好な関係にあることの証し。要綱等については、後日、各社団へ送付する。

次に、当会の最高栄誉賞である帰一賞は、学術賞、功労賞、そして、精錬賞だが、精錬賞の基準点の算定方法について疑義があった。その点を考慮に入れて修正を加えた。会員自身が道場主であったり、コーチなどとして世界大会等に同行するなど、実際に選手を育成した場合に算定加算すべきところを、単に一緒に練習しただけで加算したとみられるような申請があった。精錬賞の趣旨により合致した算定基準となるよう、６月５日の理事会において審議し承認された。次年度からの申請について新しい基準による申請をお願いしたいと、要望があった。

第６回健康柔（やわら）体操指導者養成講習会が、本年８月12日に駒澤大学駒沢キャンパスで開催される。本年は機能訓練指導に役立つ内容のものを加えての新しい体操になる。多くの受講を願いたい、と報告があった。

工藤会長の総評（要旨）

まず、日整に問い合わせを！

各部報告でお聞きになったとおり、日整執行部は制度改革と教育改革を掲げて懸命な努力によって成し遂げました。一番大事なところ、つまり業界の根幹から着手したわけです。これから先もクリアしなければならない課題がたくさん残っています。これらのことを含めて、分からないことがありましたら厚労省へ質問するのではなく、まず日整に問い合わせをしてください。諸問題を解決していくためには一糸乱れぬ体制や動きが大切です。検討専門委員会の中で激論を交わし、日整の要望が多く取り入れられています。そういう状況で進んでいますのでぜひご理解ください。再三申し上げますが、何があっても直接、日整に連絡をお願いします。

将来、電子請求を視野に入れて行動している理由としては、柔道整復療養費を社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）へ審査を委託して電子請求にすれば、日整47都道府県の会長がまとめて、支払基金に請求することとなり、いろいろな面で適正化が図られるということです。今年の３月29日に日本柔整会館に個人契約の団体や請求代行業の会社に参加を呼び掛け、29の団体や会社から56名が集まりました。この目的は、協定団体と個人契約の団体や会社が混在する中、相互の問題意識を一つにして、それを共有しながら保険者や行政、国会議員としっかりと意見交換をしていくための会議です。将来、柔道整復療養費を支払基金へ委託していくことも含めての第１回目の「打合せ会」でした。

また、私どもが法改正等をしていくために日本医師会にご指導を仰ぎながら行動しています。世界医師会会長であり日本医師会（以下、日医）の横倉義武先生は、このたび日医会長選に４期目の当選を果たしました。先生は柔道整復師業界の良き理解者の一人です。その前提として、こちら側から礼儀をわきまえて接し、伝統医療の重要性をご理解いただいているからです。皆さんも地元医師会に協力して足並みを揃えて行動してください。そして、医師会の先生方との信頼関係を構築していくことが、私どもの業界の安定に繋がっていきまので、ご協力をいただきますよう切にお願いいたします。

18名の会員に栄えある帰一賞
地道な努力に花開く

《 帰一賞 》とは

「帰一賞」は、講道館柔道の創始者である嘉納治五郎先生の雅号「帰一斉」と、『整骨新書』の著者であり、江戸時代の整骨医の中で学識人格共に優れた各務文献先生の雅号「帰一堂」の双方に因んで命名され、柔道整復師界の発展に著しく寄与した会員に贈られる日整最高栄誉賞として、昭和46年に制定された。平成29年から「帰一功労賞」と「帰一学術賞」に加え、新たに「帰一精錬賞」が制定され日整３賞となり、「帰一功労賞」は３名、「帰一学術賞」は２名、「帰一精錬賞」には13名の会員が受賞の栄に浴された。「帰一精錬賞」は、長年にわたり柔道の指導を通じて青少年少女の健全育成に努め地域社会に貢献し、その功績顕著である会員に授与する日整最高栄誉賞の一つ。「精錬」の名称は、全日本柔道連盟の会長であり日整顧問の山下泰裕先生が命名されたものである。これまで今回の受賞者を含め、帰一功労賞274名、帰一学術賞42名、帰一精錬賞39名の方々が受賞されている。

平成30年度　帰一功労賞受賞者　（敬称略・順不同）

No.	都道府県	氏　名
1	栃木県	宇井　肇
2	岐阜県	鹿野　道郎
3	香川県	石原　誠

平成30年度　帰一学術賞受賞者　（敬称略・順不同）

No.	都道府県	氏　名
1	東京都	川﨑　一朗
2	長野県	牛山　正実

平成30年度　帰一精錬賞受賞者　（敬称略・順不同）

No.	都道府県	氏　名
1	北海道	室田　晴康
2	宮城県	木村　清徳
3	宮城県	寺澤　豊志
4	群馬県	櫻井　弘
5	群馬県	藤川　進
6	東京都	野村　喜好
7	福井県	佐々木西盛
8	静岡県	水野　進
9	奈良県	梶谷　登
10	大阪府	松浦　明弘
11	大阪府	増田　洋
12	大阪府	橋本　等
13	宮崎県	山元　一孝

保険者の患者等への不適切な照会適正化
厚労省に相談窓口を設置
各社団は事例をまとめて日整保険部へ

保険部長　森川伸治

保険者等への事務連絡の経緯

これまで全国の日整会員から、外部委託業者を使った保険者の過剰な患者等への照会により、いわゆる受診抑制が生じているという訴えが日整に寄せられていました。日整では、これを重く受け止め、保険者の患者等への照会適正化が最重要課題の一つと位置付け、政界や行政に対し、現状の説明や打開策の陳情を粘り強く続けてきました。

その結果、厚労省は、保険者による患者等への不適切な照会適正化を図る内容と照会項目を圧縮した方法を示し、平成30年５月24日付けで各保険者等へ事務連絡として発出しました。その中には、患者等への照会に際し「受診の抑制を目的とするような実施方法は厳に慎まれたい」との具体的な文書も含まれています。（その主要事項は囲み内を参照）

中でも注目すべきことは、保険者やその委託業者による不適切な患者等への照会が判明した場合は、いつでもファックスやメールで情報提供ができるように、厚労省に専用の相談窓口ができました。

全国社団の対応

各都道府県社団は、会員からの情報等により不適切と思われる保険者の照会事例等を把握した場合は、内容を精査し、下記に示した日整所定の「保険者による患者等への不適切な照会および不支給事例（総括表）」の記載欄に施術所別・事例別に記載の上、まとめて日整保険部へメール添付により提出していただきますようお願いします。日整保険部では、それを更に集約の上、厚労省に提出することといたします。

厚労省から各保険者への事務連絡（抜粋）

1.被保険者等への照会の目的

被保険者等への照会については、本来の目的である不正の疑いのある施術等についての被保険者等への確認のために実施するものとし、受診の抑制を目的とするような実施方法は厳に慎まれたい。

2.照会対象の選定

被保険者等への文書照会については、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向がある、又はいわゆる部位転がし（同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す）といった照会が必要な施術について照会することとされたい。

3.照会の手法

(1)施術後照会まで相当期間が経過すると、被保険者等の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、適切な時期に実施するとともに、

(2)照会に当たって、患者に分かりやすい照会内容とし、また、記述しやすい回答欄とされたい。具体的には、被保険者等への照会は、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するものであることから、施術期間・実日数や、負傷の原因・箇所（いつ、どこで、何をしているときに、どのようなことをして、どこを負傷したか）を確認するものとされたい。

(3)また、申請書と被保険者等からの回答が一致しない場合には、不正が明らかであるなどの必要がない場合を除き、施術所等に照会を行い、疑義を解消するようにされたい。その際、疑義の解消に必要な範囲での照会を行われるよう留意されたい。

(4)なお、被保険者等に領収証の提出を求め、領収証の提出がないことのみをもって不支給決定をすることは適切ではないので、留意されたい。

4.照会の事務や作業の委託

返戻、照会の要否、審査、支給又は不支給の決定などについては、外部委託することが適当でないので、留意されたい。

また、被保険者等への照会の単なる事務や作業を外部委託する場合には、外部委託先について適切に事務や作業を実施できるかどうかを確認するとともに、保険者の責任と指導・監督の下で事務や作業が行われるようにされたい。

その際、施術者団体や請求代行を行っている者の子会社等に委託することは、自らの関係施術所について異なる取扱いをする等の疑義が生じるため適当ではないと考えられるので、留意されるとともに、その実態が判明した場合、保険者は、委託業者が自らの関係施術所について異なる取扱いを行っていないか改めて確認するなど、公正性の担保について留意されたい。

なお、委託費について、例えば、不支給となった請求額、照会や返戻の実施件数が多くなれば委託費が比例的に多くなるなど、過度なインセンティブを含む委託費となっており、結果として不適切な照会につながっている例があるとの指摘があるので、そのようなことがないようにされたい。

5.被保険者等への照会についての相談窓口の設置

被保険者等への照会の不適切な例が指摘されていることを踏まえ、厚生労働省において、平成30年度に、その実態を把握し必要な改善を図るため、相談窓口を設けることとした。被保険者等への照会の不適切な事例については、別添の連絡票により受け付けることとしたので、ご了知願いたい。

画期的な料金改定
柔道整復運動後療料を新設
日整の粘り強い交渉実る

平成30年６月１日(金)から実施されている料金改定の内容については、いずれも日整が事前に関係各方面に対し粘り強い交渉を続けた結果、得られたものです。

まず、再検料は、現行の320円から400円へ引き上げました。金属副子（大・中・小）等加算の単価も一律950円に統一し、交換を２回まで認めることとしました。

次に、「骨折・不全骨折・脱臼」の後療には、新たに柔道整復運動後療料の項目で加算ができることとし、310円の単価としました。これは１週間に１回程度で１ヶ月に５回までを限度に、後療時に算定が認められます。柔道整復療養費の適正化が叫ばれる中、料金の新項目を実現できたことは、画期的な出来事です。

算定基準関係

改定項目	現行	改定後
再検料	320円	400円
柔道整復運動後療料 (骨折･不全骨折･脱臼)	—	310円
金属副子等加算（大型）	1,030円	950円
金属副子等加算（中型）	910円	
金属副子等加算（小型）	680円	

☆主な改定の事項

1　再検料の引き上げ。

2　骨折・不全骨折・脱臼に係る柔道整復運動後療料の新設。

　①　運動機能の回復を目的とした各種運動により、１回20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定。

　②　負傷の日から15日間を除き1週間に1回程度、1ヶ月(暦月)に5回を限度とし､後療時に算定。

3　金属副子等加算(大型･中型･小型)の単価の統一と2回目､3回目の新設(取り換えが必要なもの)

料金改定に伴う算定基準の実施上の留意事項関係

☆金属副子等加算

1　骨折、脱臼の整復及び不全骨折の固定に際し、特に施療上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合に、整復料、固定料に加算として算定できること。なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、２回まで後療料に加算できることとし、金属副子等を使用又は交換した日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。

2　金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数と大きさにかかわらず、算定できるものであること。なお、交換にあっては、

　①　負傷部位の状態の変化により金属副子等の大きさや形状の変更が必要となった場合。

　②　金属副子等が破損した場合。

　③　衛生管理上、交換が必要となった場合であり、単なる交換の場合は算定できないものであること。また、交換が必要となった理由を施術録に記載すること。(日整注：施術禄への記載がない場合、算定要件を満たさないおそれがあるので要注意)

☆柔道整復運動後療料

1　骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できるものであること。

2　柔道整復運動後療料は､1 日につき310円とする。

3　柔道整復運動後療料の算定は、後療時に運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行った場合に、負傷の日から15日間を除き、１週間に１回程度、１ヶ月(暦月)に５回を限度として算定できるものであること。

4　当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について２回を限度に算定できるものであること。

5　当該負傷の日が月の16日以降の場合には、当該月について算定は認められないこと。

6　部位、回数に関係なく、１日310円とし、20分程度、柔道整復の一環として運動による後療を実施した場合に算定できる。

7　いわゆるストレッチングについては、柔道整復運動後療料を認められないこと。

8　柔道整復運動後療料の算定となる日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。

「国民のため 前向きな制度に」
第14回柔道整復療養費検討専門委員会

「急性・亜急性」を削除

後列　工藤会長
前列左から　森川保険部長、伊藤担当理事、三橋総務部長

平成30年４月23日(月)、社会保障審議会医療保険部会の第14回柔道整復療養費検討専門委員会（以下、検討専門委員会）が開催され、一昨年から行われてきた柔道整復療養費の制度改革の最終段階ともいえる改正案と平成30年度の料金の改定案が、いずれも了承されました。

今回の制度改革では、柔道整復療養費の算定要件の肝ともいえる「急性・亜急性」の文言が削除されました。その代わりに「外傷性が明らかな」と入り、また「外傷性」の説明として「関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること」という規定が追加されることとなりました。

保険医療機関での実務経験を認める

一方、前回の検討専門委員会で持ち越しになっていた病院や診療所での実務経験について、今回ようやく施術管理者の実務経験として認めることとなりました。これは、一部の有識者委員からの反対意見が続いていたことから調整事項となっていたものですが、日整代表委員が、２割の柔道整復師が病院や診療所に勤務している実態などを指摘し、保険医療機関も施術管理者の実務経験の場として認めるべきであることを主張しました。また、有識者委員の日本医師会常任理事である釜萢敏先生は、国民のための制度として前向きに議論を進めるべきである、という主旨のご発言をされました。

これらのことにより、おおむねの出席委員の了承を得て、平成30年５月24日の保険局長通知において、施術管理者の要件のうち、実務に従事した経験の期間については、平成34年及び平成35年度の間に施術管理者となる場合は、二年以上の実務期間のうち、保険医療機関で従事した期間は一年まで、平成36年度以降は三年以上の実務期間のうち、保険医療機関で従事した期間は二年までとする内容の改正がされました。

日整側からは、三橋裕之総務部長、伊藤宣人保険担当理事及び小職の３名が専門委員として出席しましたが、この３名の委員席の後ろには工藤鉄男会長をはじめ７名の役員が控えておられ、議論を交わす中で適切なアドバイスをいただきました。なお、料金改定については13ページに掲載。

≪検討専門委員会委員≫

○座長・有識者（５名）

遠藤　久夫	国立社会保障・人口問題研究所所長
新田　秀樹	中央大学法学部教授
永野　仁美	上智大学法学部教授
釜萢　敏	日本医師会常任理事
松本　光司	日本臨床整形外科学会・医療システム委員会副委員長

○保険者等の意見を反映する者（６名）

高橋　直人	全国健康保険協会理事
幸野　庄司	健康保険組合連合会理事
村岡　晃	高知市健康福祉部長
松井　博	新潟県聖籠町町民課長
飯山　幸雄	国民健康保険中央会常務理事
橋本　幸夫	東京都後期高齢者医療広域連合保険部保険課長

○施術者の意見を反映する者（５名）

三橋　裕之	日本柔道整復師会理事・総務部長
森川　伸治	日本柔道整復師会理事・保険部長
伊藤　宣人	日本柔道整復師会理事
田中威勢夫	全国柔道整復師連合会代表理事
田村　公伸	協同組合近畿整骨師会理事長（日本個人契約柔整師連盟常任理事）

公益レポート

全国初の村営整骨院が誕生

（公社）岡山県柔道整復師会が全面協力

人口950人弱、岡山県の西北端に位置する真庭郡新庄村に、全国でも例をみない行政と本会による整骨院が開設され、４月３日(火)新庄村ふれあいセンターで開所式が行われました。式典には小倉博俊村長や村会議員の先生方、多くの関係者の皆様、当会から富岡周三会長、森本正章副会長、飯田知見支部長、そして整骨院の院長を任せられることになった加藤竜貴会員が出席しました。

この施設は「村内には内科、歯科の診療所はあるが、外傷に対応できる施設がなく、そのために、怪我をしたときには高齢者が20キロ離れた町まで治療に行かなければならず、それが高齢者にとって大きな負担となっているので、村民のために整骨院を開設したい」という小倉村長と、「何とかして期待に沿いたい」という富岡会長の間で足掛け３年の議論や会議の末、ここに実現しました。開所式は終始和やかに行われ、新庄村と本会の間で協力協定書を交わし、テープカットの後スタートしました。

左から富岡会長、小倉村長、加藤会員

■ 地元紙が村民の喜びを掲載

この施術所は毎週火曜日と木曜日の午後２時から５時までを受け付け時間とし、その午前中には介護予防・日常生活支援総合事業として、要支援に認定された方の機能訓練および日常生活支援を行う予定となっています。当日に訪れた80代の女性の喜びと期待のコメントが、地元紙に「新庄村が整骨院開設」の見出しで次のように取り上げられました。

「高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう新庄村は、村ふれあいセンターに整骨院を開いた。柔道整復師が週２日来院し、骨折や脱臼、捻挫などの施術を行うほか、骨や筋肉の機能訓練を通じ加齢による体力低下を防ぐ。県柔道整復師会の協力を得て開設。（中略）早速訪れた西尾昭子さん（88）は『転倒して痛めた右足がちくちく痛む。勝山の病院まで行かずに済み本当にありがたい』と話していた」

■ 新庄村のシンボルに

冬は雪深く高い高齢化率の新庄村ですが、明治５年の村政施行以来、一度も合併をしていません。更に「小さくても合併はせずに自主自立の村を目指す」という新庄村宣言を平成14年に行い、平成の大合併にも立ち向かっています。そんな新庄村の皆様に、我われの仲間である若い会員が、日本古来の伝統医療である柔道整復術を用いながら、安心や健康情報をお届けできるチャンスに大変うれしく思います。

この施設が新庄村の皆様に大きく貢献し、地方から全国に広まった「道の駅」のように多くの村営、町営の整骨院が開設されることを願わずにはいられません。小倉村長は、この整骨院が健康長寿100歳、110歳を目指す村のシンボルになると期待しています。全国的にも珍しい試みのため、想像できないような困難や苦労があると思います。それでも勇気を持ってチャレンジする加藤会員を勇敢なファーストペンギンとするために、できる限りサポートすることが村民の皆様、そして小倉村長の期待に応える唯一の方法であると確信しています。

（岡山県柔道整復師会広報部長　永田正太郎）

第２話　一人でも多くの人を救うために
～救護活動の意義

整復・固定の技術、現場で生かす

（公社）日本柔道整復師会（日整）のホームページには、日整傘下の都道府県柔道整復師会の公益活動として、各種スポーツ大会の救護、また災害救護や防災訓練への協力活動などを掲載している。柔道整復師はこれらの現場でけがの状態を迅速に判断し、骨折や脱臼の整復・固定をできる技術がある。災害現場での急性期に柔道整復師の技術を生かそうという目的で日赤や地元医師会と連携し、協力体制を構築している柔道整復師会もある。今回はその中で救護支援活動に積極的に取り組んでいる（公社）群馬県柔道整復師会の原澤研祐常務理事に、その取り組みについて以下に記述していただいた。柔道整復師の救護活動により、多くの人が救われることを期待するものである。（渉外部）

救護の使命

救護は大きく分けて災害救護とスポーツ救護に分かれます。スポーツ救護は、各種スポーツ大会での医療救護やコメディカルによる医療救護補助とトレーナーとしてのメディカルケアなど、またこれらが総合的な体制を組むことがあります。私も群馬県の外部コーチとして高校・中学の柔道部を指導し、帯同していく中で選手のケアをしてきました。他に高体連や中体連の柔道大会の救護係としても携わりました。平成29年12月に行われました柔道グランドスラム東京大会には日整の代表で救護補助として参加いたしました。

思い起こせば耐え難い悲惨な状況でしたが、私は新潟中越沖地震（平成19年）と東日本大震災（平成23年）の救護活動に日本赤十字社群馬支部（日赤）からの要請により参加し、一人でも多くの人を救いたいと思う使命に燃えて活動いたしました。災害医療救護と柔道整復師の関係について、体験を交え卑見を述べてみます。

公益社団法人群馬県柔道整復師会（当会）は、平成12年に「群馬県接骨師赤十字奉仕団」を結成し、平成18年に群馬県柔道整復師会472名の会員全員を赤十字奉仕団に登録。その後、日赤および県内の防災訓練に積極的に参加し、柔道整復師としての業務内容などを説明してきました。その結果、日赤の災害医療救護班の一員として、新潟県中越沖地震と東日本大震災へ出動させていただく経緯となりました。

五師会で災害協定

現在は群馬県五師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会・柔道整復師会）の災害医療救護班を結成し訓練中です。日赤奉仕団の一員として災害現場に出動した医療救護班の人数は中越沖地震発災の４日後に第２班として２名、第３班として２名計４名でした。この体験を生かして、平成22年２月に当会として「災害救護救援緊急出動隊（１班４名２班で８名体制）の結成」をいたしました。結成式には、日赤群馬県支部の役員の方々にも出席いただきご挨拶をいただきました。当会チームの出動ならびに日赤の災害訓練時にはトリアージの黄色のイメー

と経緯～

日整特別諮問委員
(公社)群馬県柔道整復師会
常務理事　原澤　研祐

ジでイエローのユニホームを日赤に作製していただき着用しています。

この出動隊結成から約１年後、東日本大震災のような千年に一度の災害が起こるようなことはもちろん想定などしていませんでした。東日本大震災へ医療救護班としての参加は、発災の２週間後から10班10名約50日に上る救護活動を一日も欠けることなく務めました。このように日赤の医療救護派遣の使命を果たせたことは、当会としても大きな力になったと思います。

この記録を今後の防災活動や災害時の救護活動などのために残そうという機運が高まり、災害救護活動の内容を一冊の記録集にまとめ、各都道府県柔道整復師会や関係各方面へ送付してあります。

医学会へ論文発表

私どもの県は災害が少ないとされてきましたが、草津町の白根山が想定外の３千年前に噴火した場所が噴火し、大きな災害になりました。災害を考えていくと危機管理の大切さが浮き彫りになってきました。団体として、個人としての危機管理を考え協議していくことが重要になります。その中で当会の災害に対する考え方として、どの状況においても責任を果たせるような組織にしていかなければいけないと考え、国際医療技術財団（JIMTEF＝Japan International Medical Technology Foundation）の災害研修に参加。日本災害医学会（JADM＝Japanese Association for Disaster Medicine）へ団体として当会がJADM会員になり、当会の災害担当をしている常務理事の牛込信喜会員と小職の２名が個人会員として参加しています。

JADMへの論文発表には、論文作成チームを編成し「柔道整復師として日赤救護班の一員となり被災地へ出動し学んだこと」の演題で論文発表いたしました。チームの中でスキー場での救護に参加している会員が２名います。そこで過去10年ぐらいの負傷例（整復数）などをグラフにしてパネル発表いたしました。

団体だからできること

前述のように災害救護・スポーツ救護などにおいて柔道整復師として何ができるのかを、災害に携わる全ての方に分っていただきたいとの一念も含めての発表であり、高い評価を得て学会誌にその論文が掲載されました。日整ならびに傘下の各都道府県柔道整復師会は、団体だからこそできることをいかにアピールするかを考えていければよいと思います。

医療救護の言葉が柔道整復師の中で広がりを見せてきたのは、やはり東日本大震災の3.11からだと思います。だからこそ今が大切だと思います。団体として、個人として災害という現場に対してスキルアップした状態で対応できるかが重要ですので、考え学べる場所を今後も提案できればと思います。当会以外にも佐賀県柔道整復師会の隈本圭吾理事が「災害時の柔道整復師による救護活動の取り組みについて」として発表されています。

特別連載

柔道整復師のための楽しい統計学

入門編

横浜創英大学教授　星山　佳治

第７回／　カイ２乗（じじょう）検定

今回は、統計学でいうところの「検定する」とはどのようなことなのかを例題を用いて説明してみようと思います。

途中で面倒な計算も少しだけ出てきますが、ここを乗り越えられるか否かで「統計学は難しい」のまま終わってしまうか、「統計を利用できるようになる」のかの分岐点にもなると思いますので、頑張っていただきたいと思います。

●肥満者率を例に…

さて、今回のテーマは皆さんも気になる「肥満」を例にとってみたいと思います。例えば、ある年の日本全国における50歳男子の肥満者（＝**BMI**が25以上の者。**BMI**※1）の割合は、10.5％だったと想定します。

そして、ある保健所管内において50歳男子から100名を無作為に抽出したところ、肥満者が17名いました。同管内の肥満者率は日本全国のそれと差があると言えるか？ということを考えてみたいと思います。

※1　**BMI**（Body Mass Index：肥満指数）
＝体重(kg)÷{身長(m)×身長(m)}

●「偶然の範囲」か？否か？

肥満者が100人中に17人（＝17％）いたのだから、単純に全国の肥満者の割合10.5％よりも今回の観測値17％は大きいと思えます。

しかし、本当にそう言い切ってしまってよいでしょうか。この17人は同管内の50歳男子から無作為に抽出した100人のため、必ずしもこの地域での確定的で確実な値ではありません。

そこで、抽出した値を元にして、それが「偶然の範囲内の値」なのか、それとも「偶然の範囲を越えた値」なのかを見極めなければいけません。そうするための作業のことを統計学的には「**検定**」と呼ぶのです。

肥　満	普　通	計
17人	83人	100人

●仮説を立てる

では実際にどうするのかといえば、前回までの講座（第５回と第６回）で２回にわたって説明をしてきた「**仮説**」の考え方を利用することになります。そして、同管内の肥満者率が日本全国のそれと差があるといえるか？を検定するわけです。

まず、仮説を立てるところから始めます。

帰無仮説：肥満者の割合は、全国におけるそれと差がない。
対立仮説：肥満者の割合は、全国におけるそれと差がないとは言えない。

その上で、**帰無仮説**を否定することができれば、「肥満者（の割合が全国の値とは異なり、）が多い」と考えてもいいということになります。ここで、次ページ上の表を見てください。ここから少し計算が入ってきますので、じっくり進めましょう。

実際に観測された肥満17人に対し、日本全国50歳男子の肥満者割合が10.5％であったことから、期待値として、検定の結果は理論的には10.5人になると考えられます。

すると、100人から「肥満」17人を引いた「普通（BMIが25未満の者）」となる83人の期待値も100－10.5＝89.5と求めることができます。

	観察度数f	期待度数F	f−F	(f−F)²	(f−F)²／F
肥　満	17	10.5	6.5	42.25	4.023
普　通	83	89.5	−6.5	42.25	0.472
計	100	100	0		4.495

次に実際に観測された数値（観察度数f）から理論上の期待値（期待度数F）を引いて、その差（f－F）を見てみます。すると17－10.5＝6.5 となり、「肥満」は期待値より6.5人多いように見えます。

同様にして「普通」（BMIが25未満）の人は、83－89.5＝－6.5 となって期待値より6.5人少ないことになり、差し引き「０」になります。これだけでは、**帰無仮説**が正しいのかどうかが判断できません。

そこで、少々面倒臭い計算をすることになりますが、観察数と期待数のズレを２乗（観察度数f－期待度数F＝6.5の２乗＝6.5×6.5）してみると「42.25」という値が算出されます。

そして、このズレを「期待値１当たりでどれくらいズレているか」をみるために、これを期待値の10.5で割ります。するとズレは「4.023」であることがわかります。「肥満」が10.5%より多くなるほどこのズレは大きくなるわけです。

同様にして、「普通」の人のズレは42.25を期待値の89.5で割ります。すると「0.472」のズレがあることが分かります。

この２つのズレを合計すると4.023＋0.472＝4.495になります。当然、これも「肥満」が全国の10.5%より多く観察されるほど、ズレの合計も多くなります。

繰り返しますが、**帰無仮説**が成立する場合の期待値と観測したサンプルデータとの一致の度合いから**帰無仮説**を棄却するかを判定するために、更にその差を２乗した値で確認するわけです。この方法のことを「カイ２乗（じじょう）検定」と呼びます。

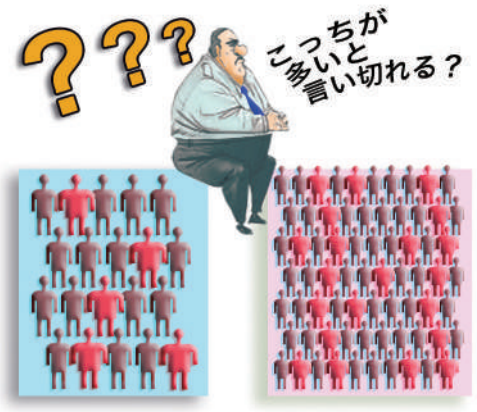

●検定してみる

さて、では実際に値としてどれくらいズレたら、「偶然の範囲を越えた」と判断してよいかという基準を決めなければ判断できません。基準を算出するためには少し難しい理論（自由度１、有意水準５％のときのχ^2の値）を利用しますが、今回は省略します。興味のある人は本格的に統計学を学んでみるとよいと思います。

さて、実際に計算をしてみますと「3.841」というχ^2（＝カイ２乗）分布を基準とすることができます。そして、「ズレの値」がこの基準値よりも小さければ「偶然の範囲内」となりますが、それよりも大きければ「偶然の範囲を越え」て、２つの値が「差がない」とは言えなくなるわけです。

先ほど出した観測値と期待値とのズレの合計4.495は、基準とすべき3.841より「大きい」ので、この保健所管内の肥満者の割合が全国と同じ10.5%と仮定したときに肥満17人が観察される確率は、**帰無仮説**が成立する確率が５％より小さいということになります。５％より小さい場合は、**帰無仮説**を棄てることにするのが**検定**の約束ですから、**帰無仮説**を棄てて、**対立仮設**の「肥満者の割合は全国における割合と差がないとは言えない」の方を取ることになるわけです。

結論として、この保健所管内の肥満の割合は全国のそれと比べると「差があり」肥満の割合は全国の割合より多いと判断することになります。

ただし、この判断が誤りである可能性も５％はあるということになります。

プロフィール
星山佳治（横浜創英大学　教授）

学歴
昭和54年3月　東京大学医学部保健学科　卒業
昭和57年3月　東京大学医学系研究科修士課程修了　保健学修士
昭和60年3月　東京大学医学系研究科博士課程修了　保健学博士
（博医第596号）
職歴
平成16年1月　昭和大学医学部教授
平成24年4月　横浜創英大学看護学部教授
社会活動
平成11年4月　文部科学省大規模コホート運営委員（現在に至る）
平成14年4月　東京都花粉症対策検討委員会委員（現在に至る）
平成16年4月　日本疫学会評議員（平成27年12月まで）
平成18年4月　国立病院機構EBM推進のための大規模臨床研究統計責任者（現在に至る）

理事会だより

平成29年度　第10回理事会

開催場所	日本柔整会館２階大会議室
開催日時	平成30年３月24日(土)午後４時～午後６時
理事現在数及び定足数	現在数17名　定足数９名
出席者	理事17名中17名出席 工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋、石原、森川、富永、長尾、大藤、市川、川口、伊藤(述)、伊藤(宣)、原、林、和田
理事外の出席者	嶋谷監事、寺本監事、金子総務部員
議長	工藤会長
司会	三橋総務部長
開会の辞	萩原副会長
閉会の辞	松岡副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清・寺本欽弥 両監事とであることを確認した。

議　題

第１号議案『試験財団理事候補及び各種委員会委員候補の推薦について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、公益財団法人柔道整復研修試験財団の理事及び各種委員候補について、前回同様メンバーを推薦することを承認可決した。なお、推薦する各候補は次のとおり（敬称略)。業務執行理事（萩原正和）理事（豊嶋良一）　出題基準検討委員（長尾淳彦、三橋裕之、森川伸治）　認定実技審査委員(豊嶋良一、三橋裕之、山口登一郎）　健康柔体操推進委員（市川善章、大藤忠昭、粕谷泰右、竹内 康）

第２号議案『会費未納者の除籍手続きについて』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、３月末までに会費納入がない会員については、手続きに従って除籍することを承認可決した。

第３号議案『旅費規程の改正について』

財務部長から議案について説明があった。審議の結果、内閣府立入検査（平成30年２月21日実施）での指摘事項に係る対応で、平成30年４月１日付けで旅費規程を一部改正することを承認可決した。なお、主な改正箇所は次のとおり。①鉄道賃について、特別車両料金を利用できる者を限定したこと。②外国出張の場合の業務手当について、国内での会務と同額にしたこと。

第４号議案『学術教育部から会長会への報告事項について』

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、前回の理事会において承認可決した、①平成31・32年度学術大会の隔年開催について、②2019ラグビーワールドカップ対策班について、③2020東京オリパラ対策班について、要点をまとめたパワーポイントで会長会において報告することを承認可決した。

第５号議案『日整全国少年柔道大会・日整全国少年柔道形競技会・日整全国柔道大会の実施要項等について』

事業部長から議案について説明があった。審議の結果、提案どおり承認可決した。なお、実施要項の主な改正箇所は次のとおり。①少年柔道大会および少年柔道形競技会の監督については、“日整会員に限らない”と明記したこと。②各出場チームの「参加申込書」は、原紙のほか、今回からエクセルファイルでの提出も必要とすること。

報告事項

① 「臨床実習指導者講習会」関係資料の報告
② 平成29年度第１回柔道整復師施術管理者研修準備委員会報告
③ 柔道整復師関係者の打合せ会について
④ 理事会議事録について
⑤ 産経新聞掲載記事(技あり！ほねつぎの健康術)
⑥ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事（柔道整復師から学ぶコツコツ健康術)
⑦ 予算管理月報（１月分)
⑧ 書籍「ほねおり・ほねつぎが教えるもの」について
⑨ 平成30年度日整学術大会開催に係る各県への通知について
⑩ ベトナム国等への派遣会員の登録状況について
⑪ 会長会資料
⑫ 各部報告

（総務部）柔道整復師卒後臨床研修制度の終了等について（財団から）
（事業部）JIMTEF災害医療委員会派遣者報告書

平成30年度　第1回理事会

開催場所	日本柔整会館2階大会議室
開催日時	平成30年4月26日(木)午後1時～午後4時5分
理事現在数及び定足数	現在数17名　定足数9名
出席者	理事17名中17名出席 工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋、石原、森川、富永、長尾、大藤、市川、川口、伊藤(述)、伊藤(宣)、原、林、和田
理事外の出席者	嶋谷監事、寺本監事、新井情報管理室長、山岡総務部員
議長	工藤会長
司会	三橋総務部長
開会の辞	松岡副会長
閉会の辞	萩原副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清・寺本欽弥 両監事とであることを確認した。

議　題

第1号議案『会費免除申請について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、新規終身免除申請27名、所得等に関する免除申請19名について承認可決した。

第2号議案『帰一賞の推薦について』

総務部長から帰一功労賞について、学術教育部長から帰一学術賞についておよび事業部長から帰一精練賞について説明があった。審議の結果、下記会員（敬称略、順不同）の表彰を承認可決した。

《帰一功労賞》3名
宇井肇（栃木県）、鹿野道郎（岐阜県）、石原誠（香川県）

《帰一学術賞》2名
川﨑一朗（東京都）、牛山正実（長野県）

《帰一精錬賞》13名
室田晴康（北海道）、木村清徳（宮城県）、寺澤豊志（宮城県）、櫻井弘（群馬県）、藤川進（群馬県）、野村喜好（東京都）、佐々木西盛（福井県）、水野進（静岡県）、梶谷登（奈良県）、松浦明弘（大阪府）、増田洋（大阪府）、橋本等（大阪府）、山元一孝（宮崎県）

第3号議案『図書寄贈依頼について』

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、日整学術教育部において、柔道整復師に係る書籍等の寄贈を、会員等から受けることとする旨の提案を承認可決した。ただし、寄贈を申し出された書籍等をあらかじめ学術教育部で確認した上で受けることとした。

第4号議案『職員の退職金、昇給、ボーナスについて』

政策部長から議案について説明があった。審議の結果、職員の退職金、昇給、ボーナスの支給は、基本的に従来に倣って実施することを承認可決した。

報告事項

① 会費未納者の除籍通知について
② 平成29年度末日整会員年度末各種集計資料
③ 第26回柔道整復師国家試験合格者状況
④ 臨床実習指導者講習会に関する照会に係る学校協会の回答
⑤ 各県柔整復師会主催少年柔道大会に係るマスメディアからの後援名義取得等について
⑥ 理事会議事録について
⑦ 産経新聞掲載記事(技あり！ほねつぎの健康術)
⑧ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事（柔道整復師から学ぶコツコツ健康術）
⑨ 第17回日本スカウトジャンボリーについて
⑩ 第14回柔道整復療養費検討専門委員会
⑪ 日整トピック（平成30年4月号）
⑫ 「匠の技」シリーズ 第3回日整超音波セミナーについて
⑬ 公認私的研究会の廃止届・変更申請について
⑭ 医学教育白書2018年版 遅延について
⑮ WHO　ICHIならびにICDについて
⑯ 第38回全国少年柔道大会での形演武について
⑰ JIMTEF医療関連職種団体協議会について
⑱ JIMTEF災害医療研修について
⑲ 各部報告
（政策部）特別諮問委員の増員について（神奈川県 曽我昌企 会員）
（政策部）政策課題についての報告
（総務部）クールビズについて（5月から10月）
（渉外部）JIMTEFと日整との打ち合わせ報告
（学術教育部）薬局（薬剤師）との連携について

平成30年度　第２回理事会

開催場所	日本柔整会館２階大会議室
開催日時	平成30年６月５日(火)午後１時～午後３時45分
理事現在数及び定足数	現在数17名　定足数９名
出席者	理事17名中16名出席 工藤、萩原、松岡、豊嶋、三橋、石原、森川、富永、長尾、大藤、市川、川口、伊藤(述)、伊藤(宣)、原、林
理事外の出席者	嶋谷監事、寺本監事、新井情報管理室長、金子総務部員
議長	工藤会長
司会	三橋総務部長
開会の辞	萩原副会長
閉会の辞	松岡副会長

会議の概要

冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼し会議が開始された。最初に定足数を確認し、議事録署名人は定款第39条に基づき工藤鉄男会長と嶋谷清・寺本欽弥両監事とであることを確認した。

議　題

第１号議案『事務局長の採用について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、①平成30年６月11日付けで、岡田安正氏を事務局長として採用すること、②また、同日付けで、迫田光基参事の事務局長代理の併任を解除して、保険関係の専任とすることを承認可決した。

第２号議案『「柔道整復術公認100周年記念事業開催資金」について』

財務部長から議案について説明があった。特定費用準備資金である「柔道整復術公認100周年記念事業開催資金」（平成28年度に500万円および平成29年度に1,000万円の計1,500万円を積立てた、平成31年３月に実施する柔道整復術公認100周年記念事業[公１部分]に係る支出に充てるための資金）の保有は、過去の理事会において、予算関連議案等で承認を得た上で行っているものではあるが、保有に係る手続きについて、「特定資産管理規程」の規定内容を満たしていない部分があったため、審議の結果、それらの事項を追認することを承認可決した。

第３号議案『通常総会について』

(1) 平成29年度事業報告ついて

総務部長から標記について説明があり、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(2) 平成29年度決算案について

財務部長から、平成29年度の貸借対照表および損益計算書ならびに財産目録等の決算書類と予備費の使用について説明があり、審議の結果、標記について原案どおり承認可決した。また、監事から適正であった旨、監査報告がされた。

(3) 平成30年度会費免除者案について

総務部長から標記ついて説明があった。審議の結果、原案どおり承認可決した。

(4) 通常総会の議題等について

総務部長から、通常総会における議題は、①平成29年度決算案の承認について、②平成30年度会費免除者案の承認についてとすること、ならびに、報告事項は①平成29年度事業報告、②平成29年度監査報告とする旨の説明があり、審議の結果、承認可決された。

(5) 通常総会開催通知について

総務部長から、平成30年６月24日(日)開催の通常総会開催通知における「お知らせとお願い」、「代理人選任届」、「議決権行使書」などの記載内容について、ならびに、同通知を６月８日に代議員宛て、および、参考として都道府県柔道整復師会宛て発出することの説明があり、審議の結果、承認可決した。

(6) 通常総会の議長、副議長候補ならびに議事録署名人候補について

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、通常総会の議長候補を及川磨会員（岩手県)、副議長候補を平良光政会員（沖縄県）とすること、また、議事録署名人候補については、総務部一任とすることを承認可決した。

(7) 帰一賞等授与式について

総務部長から標記について説明があった。通常総会当日に行われる標記授与式については、基本的には昨年同様の流れで実施すること、また、その詳細については、総務部および渉外部に一任とすることを、審議の結果、承認可決した。

(8) 各部報告について

総務部長から標記について説明があった。通常総会を閉会した後に、各部報告を行うことを、承認可決した。

第４号議案『事業報告等に係る内閣府への提出書類について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、６月24日の通常総会において、平成29年度事業報告がなされ、平成29年度決算案が可決された後、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第22条第１項の規定に基づき、内閣府に「事業報告等に係る提出書」を提出すること、また、内閣府の指導等により、報告書に変更の必要性が生じた場合で、基本的部分についての変更を伴わないときは、その対応を担当部署に一任することを承認可決した。

第５号議案『変更届出に係る内閣府への提出書類について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、平成30年２月に行われた内閣府立入検査での指摘に係る対応で、内閣府に標記届出をすること、また、当届出について、軽微な修正等が必要となった場合は、担当部署の一任とすることを承認可決した。

第６号議案『「機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱」並びに「実施細則」の改正について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、平成30年７月１日施行として標記要綱等を改正することを承認可決した。

なお、主な改正趣旨は次のとおり。①対象者を日整会員以外にも拡大すること。②機能訓練指導員協会（仮称）を設立し、全ての機能訓練指導員職種を対象とした「主任機能訓練指導員（仮称）」認定制度を策定するまでの繋ぎの仕組みとして位置付けること。

第７号議案『「機能訓練指導員認定柔道整復師講習会等の会計処理における注意事項」について』

財務部長から議案について説明があった。審議の結果、標記講習会の会計処理に係る注意事項について、提案のとおり承認可決した。

第８号議案『機能訓練指導員認定柔道整復師講習会の実施の承認について（奈良県）』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、平成30年９月22・23日、奈良県社会福祉総合センターにおいて、標記講習会（講師となる日整担当者：三谷誉会員）を開催することを承認可決した。

第９号議案『2018年度 柔道医科学研究会 発表者等について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、平成30年７月28日に講道館で開催の標記研究会での発表者や派遣者の選定は、担当部署一任とすることを承認可決した。

第10号議案『2018年度 第１回柔道救護担当者講習会について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、平成30年７月29日に講道館で開催の標記講習会には、金井英樹会員（埼玉県）と篠弘樹会員（東京都）を派遣することを承認可決した。

第11号議案『日本医学教育学会（学会誌「医学教育」）からの執筆依頼について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、日整が行ったモンゴルでの柔道整復術普及活動に係る取り組みについての執筆依頼を受けることを承認可決した。

第12号議案『2019RWC「キャンプ地都道府県ラグビーフットボール協会」や「キャンプ地市町村」あて日整からの依頼について』

学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、日整から標記協会等宛てに、キャンプ地における救護などの柔道整復師の活用に係るお願いを発出するなど、準備を進めることについて承認可決した。

第13号議案『帰一賞内規（帰一精錬賞）の改正について』

事業部長から帰一賞内規について、帰一精錬賞の趣旨により合致した算定基準となるような改正の提案があり、審議の結果、承認可決した。

第14号議案『全国柔道整復師高段者大会（仮称）について』

事業部長から議案について説明があった。審議の結果、日整全国柔道大会の実施に合わせて、今年度から、全国柔道整復師高段者大会（仮称）を開催する方針で各種調整、準備を進めることについて承認可決した。

報告事項

① 平成30年 春の褒章・叙勲受章者
② 理事会議事録について
③ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事（柔道整復師から学ぶコツコツ健康術）
④ NHKラジオ深夜便及び産経新聞申込状況
⑤ 団体定期保険配当金の取扱いについて
⑥ 柔道整復師連携フォーラムについて
⑦ 法人運営の今後の課題等について
⑧ 予算管理月報（４月分）
⑨ 産経掲載記事の冊子作成について
⑩ ホームページについて
⑪ 業界説明会について
⑫ 日整トピックについて（平成30年５月号）
⑬ 「柔道整復術公認100年の歩み（仮称）」作成スケジュールについて
⑭ 「柔道整復師」の英語表示の統一について
⑮ 2019ラグビーワールドカップ「キャンプ地」における都道府県柔道整復師会の協力体制について
⑯ 骨折・脱臼に係る「匠の技」継承事業協力者への依頼について
⑰ 大竹裕子（オックスフォード大学）さんとの対応について
⑱ 公認私的研究会の廃止届について
⑲ JIMTEF災害医療研修について
⑳ 派遣職員の契約について
㉑ 各部報告
（政策部）公益移行進捗状況報告（山口、徳島）
（政策部）萩原正和 副会長の全国柔道整復学校協会 理事就任について
（総務部）第６回健康柔体操指導者養成講習会開催の協力依頼について（財団）
（総務部）柔道整復師学校要請施設の教員資格及び臨床実習指導者リストについて

会務執行状況　平成30年３月～平成30年６月

日　整　関　係

平成30年３月

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
3	土	業界説明会（呉竹医療専門学校）	大河原、髙橋
5	月	業界説明会（今村学園ライセンスアカデミー）	内
		業界説明会（了徳寺大学）	山岡、細谷
		業界説明会（東京医療専門学校）	三橋、深井
		第３回国家試験改善検討委員会	工藤
		業界説明会（新宿鍼灸柔整歯科衛生専門学校）	新井、吉田
		業界説明会（中央医療専門学校）	櫻井、金子
		業界説明会（新宿鍼灸柔整歯科衛生専門学校）	浜口、狩野
6	火	業界説明会（専門学校中央医療健康大学校）	小澤、美尾
		業界説明会（了徳寺学園医療専門学校）	深井、浜口
		業界説明会（盛岡医療福祉専門学校）	萩原、笹山
		卒業式（SOLA 沖縄保健医療工学院）	宮城
		業界説明会（帝京大学宇都宮キャンパス）	片岡、倉持
		業界説明会（関東柔道整復専門学校）	吉田、狩野
7	水	卒業式（福岡医健専門学校）	松岡
		卒業式（日本医学柔整鍼灸専門学校）	狩野
		財務部会	
		業界説明会（北豊島医療専門学校）	新井、浜口
8	木	卒業式（履正社医療スポーツ専門学校）	徳山
		卒業式（赤門鍼灸柔整専門学校）	櫻田
		部長連絡会議	
		業界説明会（兵庫柔整専門学校）	藤本、橋本
		業界説明会（横浜医療専門学校）	齋藤、苅谷
9	金	卒業式（四国医療専門学校）	石原
		卒業式（今村学園ライセンスアカデミー）	内
		卒業式（中和医療専門学校）	伊藤宣人
		業界説明会（福島医療専門学校）	遠藤、村上
		卒業式（日本健康医療専門学校）	深井
		地域包括ケア検討 PT 臨時会議	豊嶋、三橋、市川、川口貴弘
10	土	卒業式（仙台接骨医療専門学校）	櫻田
		卒業式（専門学校白寿医療学院）	鈴木
		卒業式（福島医療専門学校）	遠藤
		卒業式（北豊島医療専門学校）	伊藤述史
		卒業式（兵庫柔整専門学校）	藤本
		卒業式（専門学校沖縄統合医療学院）	平良
		卒業式（日本柔道整復専門学校）	吉田
		卒業式（信州医療福祉専門学校）	高田
		卒業式（臨床福祉専門学校）	櫻井
		卒業式（専門学校琉球リハビリテーション学院）	國吉
		卒業式（北海道柔道整復専門学校）	萩原
		卒業式（米田柔整専門学校）	伊藤宣人
		卒業式（北信越柔整専門学校）	木山
		卒業式（大阪行岡医療専門学校長柄校）	川口靖夫
		卒業式（近畿医療専門学校）	川口靖夫
10・11	土・日	関東学術大会千葉大会	工藤、萩原、松岡、長尾、新井
11	日	卒業式（甲賀健康医療専門学校）	中江
		卒業式（森ノ宮医療学園専門学校）	川口靖夫

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
12	月	卒業式（朝日医療専門学校広島校）	伊達
13	火	卒業式（河原医療福祉専門学校）	日下
		卒業式（福岡医療専門学校）	小川
		卒業式（トライデントスポーツ医療看護専門学校）	森川
		卒業式（朝日医療大学校）	富岡
		卒業式（明治東洋医学院専門学校）	川口靖夫
		卒業式（大川学園医療福祉専門学校）	渡邊
		卒業式（前橋東洋医学専門学校）	大藤
14	水	卒業式（仙台医健専門学校）	三橋
		卒業式（呉竹鍼灸柔整専門学校）	齋藤
		卒業式（常葉大学）	横田
15	木	卒業式（帝京短期大学）	新井
		業界説明会（日本工学院八王子専門学校）	吉田、狩野
		卒業式（呉竹医療専門学校）	渡邊
		卒業式（東京有明医療大学）	松岡
		卒業式（専門学校浜松医療学院）	横田
		卒業式（盛岡医療福祉専門学校）	及川
16	金	卒業式（明治国際医療大学）	長尾
		卒業式（日体柔整専門学校）	浜口
		卒業式（東京医療専門学校）	伊藤述史
		卒業式（IGL 医療福祉専門学校）	伊達
		卒業式（東京柔道整復専門学校）	狩野
		卒業式（日本工学院八王子専門学校）	吉田
17	土	卒業式（九州医療専門学校）	富永
		卒業式（新潟柔整専門学校）	北村
		卒業式（大阪府柔道整復師会専門学校）	徳山
18	日	卒業式（京都医健専門学校）	長尾
		卒業式（育英メディカル専門学校）	大藤
20	火	卒業式（中央医療学園専門学校）	金子
22	木	卒業式（新宿鍼灸柔整歯科衛生専門学校）	深井
23	金	卒業式（東洋医療専門学校）	徳山
24	土	理事会	
		全国会長会	
29	木	柔道整復術関係者との打合せ会	

平成30年４月

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
4	水	帝京大学グループ入学式	工藤
5	木	部長連絡会議	
6	金	JIMTEF と打合せ	萩原、田澤
10	火	臨時柔道整復保険連絡協議会	豊嶋、三橋
11	水	臨時地域包括ケア検討プロジェクトチーム	三橋、川口
13	金	移動部長連絡会議	
18	水	保険部会	
23	月	第14回 柔道整復療養費検討専門委員会	
26	木	理事会	
29	土	機能訓練指導員認定柔道整復師講習会（１日目）	
30	月	機能訓練指導員認定柔道整復師講習会（２日目）	

※出席者の名前と役職を列記します

工藤……工藤日整会長
萩原……萩原日整副会長
松岡……松岡日整副会長
豊嶋……豊嶋日整政策部長
三橋……三橋日整総務部長
石原　……石原日整財務部長
森川……森川日整保険部長
長尾……長尾日整学術教育部長
富永……富永日整渉外部長
大藤……大藤日整事業部長
市川……市川日整理事
川口貴弘…川口日整理事
伊藤述史…伊藤述史日整理事
伊藤宣人…伊藤宣人日整理事
新井……新井日整情報室長
木山……木山日整相談役

及川……及川岩手県会長
笹山……笹山岩手県副会長
櫻田……櫻田宮城県会長
遠藤……遠藤福島県会長
村上……村上福島県副会長
片岡……片岡栃木県会長
倉持……倉持栃木県理事
渡邊……渡邊埼玉県会長
大河原……大河原埼玉県副会長
髙橋……髙橋埼玉県専務理事
山岡……山岡千葉県常務理事
細谷……細谷千葉県常務理事
齋藤……齋藤神奈川県副会長
苅谷……苅谷神奈川県理事
田澤……田澤神奈川県理事
深井……深井東京都専務理事
浜口……浜口東京都理事
櫻井……櫻井東京都理事
吉田……吉田東京都理事
狩野……狩野東京都理事
金子……金子東京都理事
北村……北村新潟県会長
高田……高田長野県会長
小澤……小澤静岡県会長
鈴木……鈴木静岡県副会長
横田……横田静岡県理事
美尾……美尾静岡県理事
中江……中江滋賀県会長
徳山……徳山大阪府会長
川口靖夫…川口大阪府副会長
藤本……藤本兵庫県副会長
橋本……橋本兵庫県理事
伊達……伊達広島県会長
富岡……富岡岡山県会長
日下……日下愛媛県副会長
小川……小川福岡県副会長
内……内鹿児島県会長
平良……平良沖縄県会長
國吉……國吉沖縄県副会長
宮城……宮城沖縄県理事

平成30年５月

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
9	水	財務部会	
10	木	部長連絡会議	
		（あ、は、き柔整等の広告に関する検討会）	三橋、新井
11	金	（第１回施術管理者研修実施委員会：研修試験財団）	萩原、豊嶋、長尾
17	木	（常務理事会：研修試験財団）	萩原
24	木	（理事会：研修試験財団）	萩原、豊嶋
		研修試験財団と打合せ（管理者研修関係）	豊嶋
30	水	財務部会	

平成30年６月

日付	曜日	会　議　等	出　席　者
1	金	（認定実技審査委員会：研修試験財団）	萩原、豊嶋、三橋
4	月	ラグビー・東京オリパラ PT 会議	三橋、長尾、伊藤述史、田澤、新井、吉田、狩野
		監査会	
5	火	部長連絡会議	
		理事会	
9・10	土・日	中国学術大会島根大会	工藤、萩原、松岡、豊嶋、長尾
13	水	JIMTEF 医療関連職種団体協議会	工藤
14	木	（評議員会：研修試験財団）	萩原、三橋
		（理事会：研修試験財団）	萩原、豊嶋
16・17	土・日	JIMTEF 災害医療研修ベーシックコース	
		北信越学術大会福井大会	工藤、萩原、松岡、豊嶋、長尾
23	土	日本柔道整復接骨医学会（評議員会、総会）	松岡
24	日	日整通常総会	
28	木	（国家試験出題基準検討委員会：研修試験財団）	三橋、森川、長尾
29	金	業界説明会（北海道柔道整復専門学校）	三橋、新井

※出席者の名前と役職を列記します

工藤……工藤日整会長
萩原……萩原日整副会長
松岡……松岡日整副会長
豊嶋……豊嶋日整政策部長
三橋……三橋日整総務部長
石原　……石原日整財務部長
森川……森川日整保険部長
長尾……長尾日整学術教育部長
富永……富永日整渉外部長
大藤……大藤日整事業部長
市川……市川日整理事
川口貴弘…川口日整理事
伊藤述史…伊藤述史日整理事
伊藤宣人…伊藤宣人日整理事
新井……新井日整情報室長
木山……木山日整相談役

及川……及川岩手県会長
笹山……笹山岩手県副会長
櫻田……櫻田宮城県会長
遠藤……遠藤福島県会長
村上……村上福島県副会長
片岡……片岡栃木県会長
倉持……倉持栃木県理事
渡邊……渡邊埼玉県会長
大河原……大河原埼玉県副会長
髙橋……髙橋埼玉県専務理事
山岡……山岡千葉県常務理事
細谷……細谷千葉県常務理事
齋藤……齋藤神奈川県副会長
苅谷……苅谷神奈川県理事
田澤……田澤神奈川県理事
深井……深井東京都専務理事
浜口……浜口東京都理事
櫻井……櫻井東京都理事
吉田……吉田東京都理事
狩野……狩野東京都理事
金子……金子東京都理事
北村……北村新潟県会長
高田……高田長野県会長
小澤……小澤静岡県会長
鈴木……鈴木静岡県副会長
横田……横田静岡県理事
美尾……美尾静岡県理事
中江……中江滋賀県会長
徳山……徳山大阪府会長
川口靖夫…川口大阪府副会長
藤本……藤本兵庫県副会長
橋本……橋本兵庫県理事
伊達……伊達広島県会長
富岡……富岡岡山県会長
日下……日下愛媛県副会長
小川……小川福岡県副会長
内……内鹿児島県会長
平良……平良沖縄県会長
國吉……國吉沖縄県副会長
宮城……宮城沖縄県理事

平成30年度日整主催学術大会一覧

地区	担当都道府県	学会大会名称	開催予定日
東　北	（公社） 福島県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第39回東北学術大会　福島大会	8月25・26日（土・日）
東　京	（公社） 東京都柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第37回東京学術大会	9月23日（日）※
近　畿	（公社） 兵庫県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第43回近畿学術大会　兵庫大会	10月20・21日（土・日）
東　海	（公社） 静岡県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第53回東海学術大会　静岡大会	11月11日（日）
関　東	（公社） 茨城県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第41回関東学術大会　茨城大会	平成31年3月9・10日（土・日）

※第37回東京学術大会は9月9日から9月23日に変更となりました。

平成30年度　周年記念式典開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
（公社）岡山県柔道整復師会	社団法人設立40周年記念式典	平成30年9月30日（日） ホテルグランヴィア岡山
（公社）青森県柔道整復師会	社団法人設立40周年記念式典	平成30年10月27日（土） 青森国際ホテル
（公社）滋賀県柔道整復師会	創立80周年　社団法人設立70周年 協同組合設立30周年記念式典	平成30年10月28日（日） ホテルニューオウミ
（公社）三重県柔道整復師会	社団法人設立50周年記念式典	平成30年11月4日（日） 四日市都ホテル
（公社）日本柔道整復師会	柔道整復術公認100周年 社団法人設立65周年記念式典	平成31年3月7日（木） パレスホテル東京

※平成31年2月17日（日）開催予定の静岡県柔道整復師会社団法人設立70周年記念式典は中止となりました。

平成31年度　周年記念式典開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
（公社）京都府柔道整復師会	社団法人設立65周年・新会館竣工式典	平成31年12月1日（日） リーガロイヤルホテル京都

学術・生涯学術講習会開催のお知らせ

公益社団法人日本柔道整復師会「第26回学術・生涯学習講習会」を下記のとおり開催予定です。

日時：平成30年10月６日（土）午後１時

会場：日本柔整会館

〒110-0007　東京都台東区上野公園16−９

・特別講演（公開講座）

訂正とお詫び

前号、日整広報Feel！Go!　５ー６ページに誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げ訂正いたします。

誤）稲森和夫　　→　正）稲盛和夫

笑いの処方

【一般公開講座】

春雨や落雷先生

演題　「お達者落語会」
第一部：江戸古典落語
第二部：笑って健康
“笑いと免疫力
…そして健康”
講師　落語家　春雨や落雷先生

【講師プロフィール】
本名：安部正之（アベマサユキ）
（有）ABEメディカルサポート代表 島根県松江市在住
日本医師会会員、日本形成外科学会会員、日本笑い学会会員
健康スポーツ医、笑い療法士（癒しの環境研究会）
長崎大学医学部卒、医学博士
国立佐賀病院、松江赤十字病院形成外科部長、安部整形・形成外科理事長を歴任
平成18年、４代目春雨や雷蔵（はるさめやらいぞう）に入門。春雨や落雷を襲名。
平成24年６月、一門の真打に昇進した。
平成21年、安部整形形成外科医院を後進にゆずった後、“古典落語”と“いきいき医学講話”の二部構成からなる「お達者落語会」を主宰。全国各地に出向いて年間およそ70回の口演をし、「笑って免疫を高め、病気に打ち勝ちましょう」と、笑いの不思議な力についておもしろおかしく語る。

＜講演＞

第一部では、はじめにご自身の経験をおもしろおかしく話され、一つ古典落語を披露していただき、来場者の心をつかみ和やかな雰囲気となりました。

休憩を挟んで第二部では、笑うことが免疫力を高めるということについてお話ししていただきました。40年前からアメリカでは笑いの医療として、健常者が日頃から笑うことでガンなどの予防に繋がると考えだされ、35年前には笑いの学会ができたそうです。日本でも遅れながらも10年前から注目されだし、笑う人と笑わない人では病気（ガン、リウマチ、アレルギー、糖尿病、認知症、中性脂肪等）の治り方が違うと考えだされました。

そのメカニズムとしては、笑うことで大脳に信号が送られ、偏桃体に刺激が加わり、それによってホルモン（βエンドルフィン、セロトニン、ドーパミン）が分泌されることで、人間が本来持っている免疫力、防御力が高まり病気を免れるとのことでした。

そしてこの免疫細胞の中心となっているものはNK細胞であり、人間の体に50億あるといわれています。このNK細胞の働きは年齢とともに低下していき、特に50歳を境に元気がなくなっていくため、免疫力が下がり病気にかかりやすくなります。NK細胞を活性化させるためには笑うことであり、その笑い方は表情と関連しているため作った笑いでも良いとのことでした。日本人が一日に笑う量を時間に表すと平均で23秒であり、男女比でいうと男性の方が少ないです。

今後、生活の中で免疫力を高め健康を保つための重要な２つのポイントを教わりました。一つは大笑い。笑うという行為はお金がかからず、道具もいらず、副作用もない。その笑うという作業を３回１セットとして一日５セットすることです。１セットするとNK細胞の活性化が約２時間は保てるので、インターバルは２時間程度とします。そしてもう一つは性格についてでした。NK細胞が強い人の性格は、いい加減・能天気・マイペースといった自分本位な方であり、逆にNK細胞が弱い人の性格は、正義感が強い・几帳面・人との約束を守るといった真面目な方であり、ガン性格と呼ばれています。今後の生活で、ガン性格にならないように、日頃から何事に対してもあっけらかんと、前向きに生きることを教わりました。

最後に会場全員が起立して、大笑いを３回実践して、大盛況の講演となりました。

（島根県柔道整復師会広報部長　井戸内　修）

あなたを必ず幸せにする人生幸福論

～地域医療と在宅看取りで学んだ事実～

平成30年６月17日（日）、梅雨の中休みの好天に恵まれ、午前９時30分から福井市のホテルフジタ福井において、福井県おおい町国民健康保険名田庄診療所所長の中村伸一先生をお迎えして、標記の県民公開講座が開催されました。広い会場が一杯になるほどの会員と一般聴講者が集まり、笑いあり涙ありの大変有意義な講演でした。

会場風景

【中村伸一先生のプロフィール】

講師　中村伸一先生

昭和38年福井県坂井市三国町生まれ。平成元年に自治医科大学を卒業。平成３年に旧名田庄村（おおい町名田庄地区）に赴任し、同地区唯一の医療機関である国保名田庄診療所の所長となる。総合医として幅広い診療で人口約3,000人の地域医療を支え、保健・医療・福祉の連携により旧名田庄村の老人医療費や第１号介護保険料を福井県内で最も低いランクに抑えることを実現した。現在、日本専門医機構の総合診療専門医に関する委員会ワーキンググループの委員として、総合診療の新たな制度設計に関わっている。テレビには、NHKの「プロフェッショナル仕事の流儀」に出演し、著書「寄りそ医」を原案にした「ドロクター」がNHK-BSプレミアムで放送された。

［要旨］

僕は、卒業３年目にへき地の診療所に赴任して、どんな患者さんが来るのか不安でしたね。しかし、後から考えると患者さんの方がもっと不安だったでしょう。皆さん辛抱強く僕と付き合ってもらって感謝しています。

名田庄村は、昔ながらの屋号で呼び合い、絆の強い地域で３世代、４世代同居も多く「家で死にたい」という高齢者がたくさんおりますが、保健・医療・福祉のハードもソフトも貧弱でした。あるとき、訪問した長年寝たきりで92歳のおばあちゃんが「３年間お風呂に入っていない。死ぬまでに一度は風呂に入りたい」と言っていました。しかし、当時は寝たきりのお年寄りをお風呂に入れてあげるサービスがなかったんですね。役場や社会福祉協議会、診療所の職員も「お風呂に入れてあげたいね」という思いはあったんです。そこで三者で「健康と福祉を考える会」を作ったんです。在宅ケアの講座も開きました。最後まで受講した女性メンバーから「実際にやりたい」との言葉が出て、住民主体の福祉ボランティアグループ「やすらぎ会」が発足しました。そのグループのリーダーが、一番初めに「ええかあんたら、元気なうちはお世話するんやけど、ヘタってきたら素直にお世話になるんやで」と言ったのが忘れられません。情けは人のためならず、自分に戻ってくるものです。

仕事も順調で充実していたときに、クモ膜下出血を見逃してしまいました。「肩が凝って気分が悪くなり吐いた」との症状でクモ膜下出血も疑いましたが、治療して楽になったので長時間運転の疲れと酒の酔いが原因と判断して帰したところ、２時間後に具合が悪くなったとの電話があり、救急車で僕も同乗して小浜病院へ行きました。病院に処置を任せて「もうこの村に居られないかもしれないな」と悔やみながら歩いていたら、患者さんの家族と会いました。僕は謝りました。一生懸命謝りました。僕は「あのとき先生が見つけてくれれば、こんなことにならなかったのに」と責められると思ったのです。ところが「こっちこそ夜中に何度も呼び出して悪かったな。どんなに真剣にやっていても間違えることは誰にでもある。お互いさまや」と僕を許して慰めてくれたんです。救われましたね。患者さんは幸いに無事に回復されました。

幸せになるには①「情けは人のためならず」で行

動しましょう。②「謝ること、許すこと」特に医療従事者は賠償ということが気になって素直に謝れない。なんかおかしいですね。③「家庭や地域の絆」を強めましょう。最近の研究では、絆が強いほど健康長寿だということです。④「笑う門には福来る」、アメリカでプロ野球年鑑の写真の笑顔と寿命との関係を調べたところ、笑顔の選手が長く、作り笑い、笑顔無しの順に短くなったそうです。⑤「ポジティブとネガティブ」では、ポジティブの方が長生きですが、別の研究ではポジティブ過ぎると危険を察知できないのでポジティブ3でネガティブ1の割合が良いようです。⑥「感謝の心」、大変に頑固なおじいさんが自宅で亡くなる前、妻に「今までおおきにな。家で死ねていい人生やった。お前も中村先生に診てもろうて死ねや」と言ったそうです。1ヶ月ほど経ってから聞いて、泣けました。生きているときは、口には出しませんがクソッと感じたこともあります。もっと優しくしてあげればなぁと思いました。互いに感謝することで、良いことが連鎖します。⑦「きょうあったいいことを3つ書きましょう」1週間続けると徐々に幸福度が上がって、半年後にはより効果がありますよ。

中村先生、お話を聞いていて幸せになりました。本当にありがとうございました。

（福井県柔道整復師会広報部長　門　淨治）

日整トピック　会員周知を

昨年末から、会員向けに有益な情報をリアルタイムに配信するために日整トピックを発行しておりますが、今回、その配信方法等のアンケートを取りました。

結果、全国社団の協力を得て、メール送信・FAX・郵送等の配信手段による全会員への周知状況が確認できました。

最新の情報を速やかに伝える日整トピックは、掲載内容を更に充実させ、会員向けとしてリアルタイムに発信いたしますので、会員の皆様は、必ず内容をご確認ください。

また、ホームページの掲載内容についても最新の情報を随時更新しておりますので、ご覧ください。

『声』をお聞かせください

組織の活性化と業界発展に尽くす機関誌として
「日整広報Feel！Go！」を成長させていきたいと思います。
どうぞ「日整広報Feel！Go！」についてご意見、ご希望等、
みなさまの『声』をお聞かせください。
宛先　E-mail：kouhou＠shadan-nissei.or.jp　日整渉外部
　　Fax　：03-3822-2475　日整事務局

「日整広報Feel！Go！」発行のご案内

発行予定日	2018年11月20日	（秋　号）	Vol.247	原稿締切　2018年　9月20日
	2019年　1月20日	（新年号）	Vol.248	原稿締切　2018年11月20日
	2019年　4月20日	（春　号）	Vol.249	原稿締切　2019年　2月20日
	2019年　8月20日	（夏　号）	Vol.250	原稿締切　2019年　6月20日

投稿

東京オリパラに向けて トレーナー活動

リオ五輪銅メダリストに帯同した細谷会員

東京五輪のカヌースプリントのハンガリー代表チームが、香川県坂出市の府中湖カヌー競技場で事前合宿することが平成30年６月11日に決定しました。これは香川県では初めてのことです。ハンガリーはカヌースプリント競技では世界トップクラスの強豪国で、過去五輪３大会のスプリント競技で金メダル８個を含む13個のメダルを獲得しています。

香川県と坂出市は東京五輪とパラリンピックに向けて同競技場での事前合宿の誘致活動を行っていましたが、日本カヌー連盟から紹介を受けて今回実現の運びとなりました。香川県は日本カヌー競技への関心は高く、ハンガリーカヌーチームの事前合宿を大変歓迎しています。いい成績を挙げ活躍されることを心から願いたいと思います。

私たち(公社)香川県柔道整復師会会員は救護ボランティア活動などを軸にさまざまな方面で社会貢献事業を積極的に進めています。

このたび、本会の細谷義美(ほそたによしみ)会員が公益社団法人日本カヌー連盟の専任トレーナーとして、また昨年に引き続き日本オリンピック委員会医・科学スタッフとして代表チームの活動に携わることになりました。夏にはメキシコシティーでの活動も予定されているとのことです。現在の主な活動は、(公社)日本カヌー連盟専任トレーナー、(公社)日本カヌー連盟ジュニア強化委員、(公財) 日本オリンピック委員会医・科学スタッフ (カヌー)、香川県カヌー協会トレーニングコーチ、トレーナー等を担当されています。

細谷会員は昨年夏にはリオ五輪カヌースラローム競技銅メダリストの羽根田卓也選手のトレーナーとして、スロバキアトレーニングキャンプおよび日本代表チームトレーナーとして活躍されています。今後も東京オリンピックに向けて更なる活動が期待されます。

(香川県柔道整復師会広報部長　武田雄兒)

もっとおもしろくても理科

私たちの体は内分泌系と神経系による支配のみならず、各臓器間においてネットワークが構築されており、特に昨今、骨については非常に重要なネットワーク信号を発信しているといわれています。これら人を形成するさまざまな細胞全てに、遺伝子によりそれぞれ精密な指令が出されているからでしょう。

会員の皆様は、柔道整復師として理科や医学的見識を備えていると思います。

本書は一般的な理科が分かりやすくそして面白く説かれ、ダーウィンの進化論を序章として、食べられる土（テングノムギメシ）、動物と植物の異なり、男と女の分岐点などのテーマで構成されています。最終節においては､遺伝子やDNAについて非常に優しくユーモアに表しています。

本書は、前作エッセイ集「おもしろくても理科」の第二弾として上梓されていますが、本書で著者の科考を十分感じていただけます。小説家である著者が科学を説く本書をお楽しみください。

著　者：清水 義範（絵：西原 理恵子）
出版社：講談社
価　格：1,600円
ISBN 4-06-208487-2

学術教育部
米田 博伸

日整HP「インフォメーション」からご覧いただけます

Information

http://www.shadan-nissei.or.jp/info/index.html

インフォメーション
のHPはこちら

全国の公開講演会・学術大会・公益ボランティア活動報告

国民のため、地域住民のため、患者さんのため公益活動をしてまいります

都道府県名	開催年月日	事業名・URL
山　形	平成29年 6月4日(日)	第16回さくらんぼマラソン大会　ボランティア活動報告 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/6/1.pdf
千　葉	平成29年 8月26日(土) 10月22日(日) 12月3日(日) 平成30年 2月11日(日・祝日)	第38回九都県市合同防災訓練に参加 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/12/1.pdf 平成29年度　学術講演会　研究発表会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/12/2.pdf 平成29年度　救急法講習会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/12/3.pdf 県民公開講演会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/12/4.pdf
山　梨	平成30年 7月1日(日)	第39回県下少年柔道選手権大会開催 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/14/1.pdf
新　潟	平成30年 6月10日(日) 7月8日(日)	第9回南魚沼グルメマラソン・コンディショニングブース出展 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/16/1.pdf 新潟県柔道整復師会県下少年柔道大会・形競技会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/16/2.pdf
石　川	平成30年 4月15日(日) 5月6日(日) 6月2日(土)	加賀温泉郷マラソンケアサポート http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/19/1.pdf 猿鬼歩こう走ろう健康大会　ケアサポート http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/19/2.pdf 第67回金沢百万石まつり救護活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/19/3.pdf
愛　知	平成30年 3月11日(日) 6月17日(日)	名古屋ウィメンズマラソン2018　救護・ケア http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/22/1.pdf アイアンマン70.3セントレア知多半島ジャパン救護ケア活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/22/2.pdf
奈　良	平成30年 7月2日(月)	施術所へのＡＥＤ設置推進事業を開始 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/27/1.pdf
和歌山	平成30年 6月3日(日)	「ツールド熊野」救護・トレーナー活動 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/28/1.pdf
岡　山	平成30年 4月3日(火)	行政と（公社）岡山県柔道整復師会による整骨院開設 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/31/1.pdf
愛　媛	平成30年 7月1日(日)	平成30年度（公社）愛媛県柔道整復師会少年柔道大会 http://www.shadan-nissei.or.jp/info/246/37/1.pdf

※「日整フォーラム（都道府県だより）」は名称を「インフォメーション」に変更しHPに移動しました。

日整文芸

（作品は1人3首〈句〉までといたします）

【短　歌】

福岡県　山下　智章

部屋を掃き風呂に入りて身を清め
慣れぬ筆取り詠進歌書く
炭酸の泡は生じて溢るらむ
ラムネ飲まらむ昭和思ふらむ
五次元の蓮の花咲く終戦日
阿弥陀来たりて祖国へ還らむ

【俳　句】

群馬県　鈴木　乗風

緑さす

姥捨の夕日まみれの植田かな
文化勲章受章者大樋陶冶齊邸
郭公やむかし医師（くすし）の鶴の松
緑さす書肆に積まれし鏡花読む

福井県　田上　滋良

ががんぼ

ががんぼや蚊取り線香左巻き
全身で応える赤子天花粉
紫陽花に未来の事を尋ねたる

【川　柳】

北海道　阿部　篤夫

ＪＲ廃線続く北海道
往療は百七歳の患者さん
北の海今年も大漁春ニシン

石川県　東　勝一

８Ｋの内視鏡恐いです
美味しそう綿飴垂れるアオガエル
アマガエル高所不安はないですか

〈一般投稿〉

【短　歌】

奈良県　長谷川　治三郎

自然

ホオズキや日和にうれて香（かお）りはせ
時は私に知らす姿や
降雪（こうせつ）や窓によりそい眺むれば
遠春待（とうはる）つる自然一時（ひととき）
静けさや月は今夜も我おいて
なぐさめいるわ夢にいざなう

「日整文芸欄では一般の方々からの投稿を募集しております」

渉外部

日整文芸は、会員の方に加え、一般の方々からも「短歌」「俳句」「川柳」を募集します。一般の方の投稿は、日本柔道整復師会会員を通じて、都道府県名、紹介会員名および連絡先、作品提出者名を明記の上、ご応募してください。

日整文芸を通じて読者の皆様とよい交流の場となればと願っております。

作品は会員と同じく１人３首〈句〉までといたします。多くのご応募をお待ちしております。

宛　先　〒110-0007　東京都台東区上野公園16番９号
公益社団法人　日本柔道整復師会渉外部
TEL：03-3821-3511　FAX：03-3822-2475
E-mail：kouhou@shadan-nissei.or.jp

四　季　の　風

今、思うこと

６月24日（日）の通常総会の席上、日整の最高栄誉賞である帰一賞３賞（功労賞・学術賞・精錬賞）の授賞式があり、18名の会員に贈られました。業界の発展に著しく寄与した人への「功労賞」は３名、学術の発展に著しく貢献した人への「学術賞」は２名、柔道の指導を通じて青少年の健全育成に著しい功績があった人への「精錬賞」には13名。業界の道一筋に頑張ってきた人たちの汗と涙の結晶が受賞者の胸に輝きました。皆様には心からのお祝いと感謝の意を表します。

この授賞式に思うことがありました。語弊を承知で書かせていただければ、「帰一功労賞」の場合は、ある基準に達すれば年齢に関係なく授与されます。それ以下の基準では70歳になってから授与されることになっています。しかし、条件が揃っていても不幸にして70歳前に亡くなられた場合には、どうなるのだろうと…。国では、功績があって亡くなられた方に与えられる「叙位」「死亡叙勲」があります。

さて、総会では平成の大改革ともいえる教育改革と制度改革が実行された旨の報告がありました。柔道整復師の資質向上を図るには、先ず教育現場からです。そして恒久的に安定した業界にするためには制度改革です。この大事な二つの大元が改革されたわけです。本誌の巻頭言には工藤会長が「一番大事なもの」と題して執筆されています。その主意のとおりの改革でした。ぜひご一読ください。

７月には平成で最悪の水害ニュースが報じられました。同月６日から西日本を襲った豪雨による甚大な被害が明らかになりつつあり、その後の報道では被災地での死者が14府県200人以上に上ったと発表されました。テレビや新聞にその惨状が映し出され、深い悲しみに耐えません。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。併せて救護や復興支援活動に尽力されている皆様に深く敬意を表しますとともに、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

折しも本誌の未来展望（16-17ページ）には、群馬県柔道整復師会の原澤研祐会員が「一人でも多くの人を救うために」と題して災害救護活動の意義について執筆されています。柔道整復師は、スポーツや災害現場でケガを迅速に判断し処置できる技術の職業です。被災地等の現場で多くの人を助けることにも柔道整復師の未来を求めていくべきでしょう。

理事・渉外部長　富永敬二

平成30年8月20日発行
公益社団法人　日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16－9
電 話 (03)3821-3511（大代表）

発 行 人　工 藤 鉄 男
編 集 者　富 永 敬 二
制作・印刷所　東京リスマチック株式会社

Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as wells as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限りない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名誉を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。

2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。

3、相互に尊敬と協力に努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。

4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。

5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。